

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

10. 会議の経過

令和6年3月7日（木）午前10時00分開議

○委員長（山下佳代君） ただいまから環境都市常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案9件、請願1件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第2号、東我孫子駅北側入口のバリアフリー化を求める請願について、本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。請願第2号を審査するに当たり、中川美保子さんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（山下佳代君） 中川さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは、中川さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（中川美保子君） 天王台に住んでいます中川美保子です。日頃、皆様には本当にお世話になっております。

このたび、東我孫子駅北側入口のバリアフリー化を求める請願を出したことについて説明させていただきます。

私は、天王台に住んで60年になります。東我孫子駅をしばしば利用しております。2年前にも、東我孫子駅の下りホームに屋根がないため、上りホームで腰かけたり雨をしのいだりしていて、下り電車が到着する直前に下りホームへ渡るなど、大変不自由しているということを改善してほしいとお願いしましたが、JRのやることだと取り上げていただけませんでした。今回お願いしているのは、JRでやるのではなくて我孫子市の裁量でできることです。

北側入り口は、二重の柵と狭い階段で、足の不自由な人やベビーカーあるいは車椅子の人、まず通れません。前回、野村市議が質問したとき、そういう人は天王台駅に行け、たった500メートルだからと答弁されました。本来、公共の乗り物を利用する人に、障害があるから不自由を我慢せよというのはバリアフリー法に違反しているし、人権無視の答弁だと思います。

バリアフリー法は御存じだと思いますけれども、令和2年度に、平成18年に制定されたものが改正されました。今回のものはハード面からソフト面にわたるもので、かなり進んできていると思います。

平成18年に制定された目的の第1条には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

法律、自立した日常生活及び社会生活を確保するものとあります。つまり、障害のある人や高齢者が安心・安全に移動できるようにする法律です。

駅を利用する人が1日3,000人以上のところは、9割がもうバリアフリー化が済みました。しかし、乗降者数が少ないところはしなくてよいとは言っていません。地域が主体的に取り組み、改善するように述べています。東我孫子駅の乗降者数は現在何人か分かりませんが、もっと便利になれば利用したい人は増えるはずです。

まず、二重の柵を外してください。外すだけでは、体を支えるところがなくなり、急な階段を降りることは危険です。市道の部分を削り、緩やかなスロープにしていきたいのです。この道は車が通り抜けできないので、市道を削っても問題はないはず。南口のようにスロープにするだけでたくさんの方が利用しやすくなると思います。

柵は事故があったから作ったので、危険だから外せないとの市の答弁でしたが、私もかつて事故があったことは知っています。そして、その当時とは違って、上り下り二重の遮断機がつけられています。安全を言うなら、狭い階段と柵によって大けがをされた人もいます。皆さん自分の不注意だと我慢されたようです。

私が北口のバリアフリー化の署名をお願いした方々は、毎回、不自由さと危険を感じていたということでした。近隣の自治会にもお願いしたところ、あの階段は何とかしなくてとは感じていたということで、我孫子市に意見を出してくださったところもあると思います。お約束していただきましたかどうか分からないんですけど、一緒に解決できるように協力します、これからどうしますかと言ってくださった自治会もあります。

東我孫子駅の周辺は住宅も増え、成田空港に行くのにも便利な場所です。大型のキャリーバッグを運び入れるのに大変苦勞している姿をしばしば見ます。我孫子市の発展を考えれば、JRと協議して、我孫子市独自の予算を組んで階段をスロープにしてください。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを掲げる我孫子市で、このような危険な場所を放置していくのはいかなものかと思います。我孫子市の発展のために、成田線が利用しやすく、もっと便利になるように、JRに働きかけていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（山下佳代君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第2号、東我孫子駅北側入口のバリアフリー化を求める請願について、紹介議員の説明を求

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

めます。

○紹介議員（岩井康君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。紹介議員の岩井康です。

今、請願者からも詳しく報告がありましたように、前回、野村市議が質問したときのことも報告されました。その際にも、500メートルということと併せて、実際には、そのときにも質疑があったんですけども、その後、例えば500メートルに向けての道順であるとか、方向指示であるとか、そういったことは一切現在もなされていないんですね。そういう点ではぜひ、健常者でも500メートルを歩くというのはちょっと厳しい状況があらうかと思います。それに加えて身障者、体の不自由な方々が500メートルを歩くというのは大変な問題だと思います。公共交通として、やはり使いやすい、また利用しやすい駅にしていく必要があると思います。

ただ、請願人が我孫子市独自でできるという説明をしましたが、その際にあってもJRとの協議もしっかりと行いながら、そして了解を得て、我孫子市の市道ではありますけれども、そこをしっかりとスロープを作っていく、そのことが必要だというふうに考えます。

また、委員の皆様方には、有志の会からお願いの文書と、それから写真の入ったこれも届いたと思います。こういったことも見ていただいた上で、何としても安心・安全な東我孫子駅にしていきたい、このようにお願いしたいと思います。

そして、もう一方では、ともすると、こういったことを言うと、JRが東我孫子駅を閉鎖してしまうおそれもあるんだと、こういったことを言われた幹部がいました。そういう点では、公共交通をそんなことで決めつけるのはあってはならないことだと思います。そういうことからいって、何としても近隣の方々が、また我孫子市民の方々が利用しやすいように、ぜひお願いをしたいと思います。

私からは以上であります。

○委員長（山下佳代君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第2号、東我孫子駅北側入口のバリアフリー化を求める請願について、発言があれば許します。

○委員（船橋優君） 今の件ですけど、私の知り合いも転んでちょっとけがしたということで、私は以前ちょっと見に行ってきました。今の現状は、高さ、段差が約35センチから40センチ確かにあります。それを階段2段で下りるようになっていました。平米的にも3メートルの3メートル、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

9平米ないし10平米ぐらいなんです。今のコンクリートを壊して、それでスロープにすると、コンクリートかアスファルトでスロープにすると。工事的にはそんな大変な工事じゃないんですね、見ると。

だから、ぜひ私は、本当に今のこの時代にそぐわないような、駅の周りがああいうことになっているのが不思議だなと思いましたけど、今のことに賛成することで発言させていただきました。

○委員（海津いな君） このことは、歴代の議員が、やはり地域の方の安全性ということで請願を多数いただいたり、それに向けて安全策を図りたいと、スロープのことも話が何度かされております。まず、スロープがどういうふうに作られるのかというのも、もうこの間に岩井議員などからそんなやり取りをされたと思います。

ですが、できないということだけで納得するわけにもいかないのです、あそこは踏切じゃないですね。踏切は一般の方が通るという前提ですけど、あそこは乗降客の通路ということになっているので、切符を買った人、そして降りる人があそこを使うことになっているので、説明を受けた段階では、あそこは一般の方の通るところではないと。そこを通ることによってけがが起きないようにということで、市の職員のほうも安全を図るということを第一に今までやってきたと思うんですけど、おっしゃるようにバリアフリー化ということで、改定もされているというお話でもありますし、もう一度乗降客数を調べ直したり、また、今の時代に合った形で何か見直しができるのであれば、そういうことは考えていかないといけないなと思いましたので、意見として、これまでの経過を併せて述べさせていただきました。

○委員（茅野理君） やはりバリアフリー法に基づいて段差を解消していくということは当然であり、請願者もおっしゃっていましたが、乗降客が少なからうが多からうが、やっていくのは当然だと私も考えています。

ただ、野村前議員が本会議でも取り上げていました。その他の議員も取り上げていましたが、その中で市のほうから答弁あったように、やはり子どもの死亡事故があったということは、私はすぐ考えなきゃいけないことであり、イコール、スロープを作るということは、やはりちょっと危険性が増すんじゃないかなというふうに考えております。請願者が求めているスロープを作るということは、これからも研究していかなきゃいけないことだろうなというふうに思っております。

この請願について、段差の解消ということではあるんですが、やはりスロープを作製しといるところがありますので、私はこの請願に対してはちょっと、今後の研究材料としなければならない、今回に関しては賛成しかねるというふうに思っております。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

請願第2号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

請願に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号、東我孫子駅北側入口のバリアフリー化を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（山下佳代君） 起立少数と認めます。

よって、請願第2号は不採択といたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時21分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第15号、我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○資源循環推進室長補佐（小嶋敬一君） 議案第15号、我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は68ページから、議案資料は12ページになります。

まずは議案書68ページを御覧ください。

提案理由です。

本議案は、ごみ処理経費の増加に伴う受益者負担の適正化のため、クリーンセンターに自ら搬入したごみ等に係る一般廃棄物処理手数料の額を改定するとともに、条文を整備するため提案するものです。

議案書69ページからが改正案となります。また、議案書71、72ページに手数料改正の別表

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

第1、第2条関係が記載されておりますが、内容については議案資料のほうで御説明いたします。
議案資料の12ページを御覧ください。

上の表の上段が改正前、下段が改正後となります。改正前の区分、「事業活動に伴って生じたもので、自ら市の施設へ搬入したもの又は市が許可した業者が市の施設へ搬入したもの」、いわゆる事業系のごみについて、その右の基準、「10キログラムまで」及びその下段、「10キログラムを超える場合は、当該10キログラムを超える部分について10キログラムにつき」、つまり10キログラムごとの金額は、一番右にあるとおり264円としておりました。また、区分の一つ下、「一般家庭から排出されるもので、自ら市の施設へ搬入したもの」については、10キログラム当たり165円としておりました。

上の表の下段、改正後につきましては、まず区分を、「事業活動に伴って生じたもの若しくは一般家庭から排出されるもので、自ら市の施設へ搬入したもの又は市が許可した業者が市の施設へ搬入したもの」とし、事業系と一般の区分を統一しています。また、金額についても300円に統一させていただきたいと考えております。

なお、この金額は、令和5年度に実施した受益者負担額の見直しに伴い、適正な金額として算定されたものであることを申し添えます。

次に、近隣市との比較です。下の表を御覧ください。

この表は、最初の10キログラムまでの料金を比較したものとなります。上から順に読み上げますと、柏市は一般ごみ、事業ごみともに198円、流山市は一般ごみ、事業ごみともに300円、野田市は一般ごみが140円、事業ごみが290円、松戸市は一般ごみ、事業ごみともに352円です。なお、4市中3市は一般ごみと事業ごみの金額が同一となっております。

また、手数料の改正に併せ、その他条文の文言の整理も行っております。

お手数ではございますが、再び議案書の69ページを御覧ください。

69ページの第3条第1項から、以下、第2項、第5条、第11条、ページをおめくりいただきまして70ページの第14条、第17条、第24条につきましては、文言の表現や漢字、送り仮名など形式的な部分について修正を行いましたが、内容を変更するものではございません。

最後に附則となります。議案書73ページを御覧ください。

この条例は、令和6年10月1日から施行となります。ただし、第3条、第5条、第11条、第14条、第17条及び第24条の文言を整理した改正規定につきましては、公布の日から施行となります。

なお、昨年12月8日から今年1月10日までパブリックコメントを実施いたしましたが、市民からの御意見はございませんでした。

説明は以上となります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 説明ありがとうございました。

これは勉強会のほうでも、丁寧に説明を我々も受けているところでもあります。事業系に関しては、特に264円から300円ということで、今のこのいろんなものが値上がりしている状況などを鑑みると、非常にある意味では妥当な改定なんだろうというのが1点あります。

一方で、市民の方が直接持ち込む場合に関しては、どうしても、165円だったものが300円になるということで、負担の割合としては大きくなってしまうという部分があるなというふうに思います。

私も、勉強会などの後も市民の方などともお話ししていますが、一般的な方というのは、やはり近くのごみステーションにごみを持って行って、我孫子の場合は指定のごみ袋などもない状態ですから、ある意味では無料でという言い方でいいんですかね、ごみを出せるという形で、これがほとんどの方ですよ。

ただ、中には、比較的クリーンセンターに持ち込むことを自分のライフサイクルの中に入っているとか、比較的持ち込む方は持ち込むんですね。そういうことは私も改めて認識したところがあるんですけども、ただ、そういう方々にしてみるとちょっと改定額が大きくなってしまいうので、そこに関してはやはり十分な説明、周知というものが必要になってくるんだろうと思うんです。

そういう意味で、今回10月1日からの施行ということになるんですが、この間でこういった形で市民の方々に告知、周知していくのかお聞かせください。

○資源循環推進室長（野村勝彦君） 私どもとしましては、こちら議決いただいた後、いつも御搬入いただいている方、全ての方に、こういった内容で料金の改定を予定していますということで、間違いなくお渡しできるようにしていきたいと考えております。あわせて、ホームページ等々の周知は必ず行うところでもあります。

○委員（坂巻宗男君） 今おっしゃったのは、いわゆるごみを搬入に来た方に対して、何らかのペーパーを用意しておいて、10月1日からこういった形で料金が変わりますというふうなことをお知らせしていくと、こういうことでしょうか。

○資源循環推進室長（野村勝彦君） 委員おっしゃるとおりに対応していく考えでおります。

○委員（坂巻宗男君） ぜひしっかりと告知していただきたいと思うのと、それから、その理由とか、近くのスーションに出していただく形であれば、それは料金にはかかわらないわけであって、選択肢があるんだということも含めて、やはりしっかりと周知する必要があるんだろうと思うんですね。

ちょっと資料をその後頂いたのを見ると、一般の方の持込み台数などを見ても、令和4年度で延

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

べ台数で5, 600台を超える台数があったということで、延べなので、いわゆる2回分、行って搬入、これはごみを持ってきたときの回数が1台、帰るときの台数で1台というふうにカウントしているということだから、これの半分で2, 800台ぐらいということだから、おおむね土日祝日ならずと、1日100台ぐらいが一般の方として持ってきているんじゃないかなということなんですけど、人数というか台数というか、その辺、出ますか、数値は。

○資源循環推進室長（野村勝彦君） 年間、月曜から金曜は祝日も含めて営業しておりまして、年末年始だけお休みを頂戴しておりますので、お渡しした資料では、令和4年度予約制の時代でありまして、1時間当たり4台だけという形で、5つの枠、20台程度入るような形でやらさせていただいたという状況でありました。

今年度につきましては、新しいクリーンセンターが竣工いたしましたので、予約のない状態でお入りいただけるようになっていまして、1月末日までの状況で、延べの台数が、一般で自らお持ちになった方、1万3,907台、速報値でございますけどありまして、月でならしますと10で割るような形になりますので、月で1,400台ぐらいですね。営業している日数が二十数日ございますので、60台強ですか、いらしているというような状況でございます。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。ちょっと私の最初の認識が違ったのかもしれませんが。すみませんでした。

いずれにしても、令和4年度までの旧炉だった場合と令和5年度以降で新しい炉になって、ごみがある意味では持ち込みやすくなったという部分も含めて、一般の方でも持ってくる方が増えているというふうな今お話だったということですので、なおさらしっかりと、そういったところで料金が変わるということに関しては、告知、周知をしていただかないと混乱するというふうなところも出てきますので、これは私もやむを得ない改定だろうなというふうに思っていますので、ぜひその辺で、市民の方にしっかりと伝わるように再度お願いしたいと思います。最後、御答弁お願いします。

○資源循環推進室長（野村勝彦君） ありがとうございます。本日御教示いただきました集積所に出すことによって無料ですというようなアピールですね、この辺もしっかり書き込んだ上で御案内のほうをさせていただきたいと考えております。しっかりやっていきます。ありがとうございます。

○委員（海津いな君） パブリックコメントのほうは特段なかったということなので、ある意味、市民の皆さんも、徐々に市の意向というのが分かってきたところはあるのかなと思います。それは疑問に思ったり質問が出てくる人は、そもそも関心があるところなので、守っていただけるんだと思うんですけど、やはり法外なこともされる方もいらっしゃるんで、持って行って捨てるように思っていたのに、ちょっと今までと違ったというようなことで、これが不法投棄とかそういったことを誘発するようなことも、場合によっては起きてしまわないといいなと思っていますんですけど、そのあたりは何か予防線というか、そういったことは考えているのでしょうか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○資源循環推進室長（野村勝彦君） 現状では、先ほど坂巻委員からありましたとおり、持ち込まなくても処分する方法がありますということを的確に、新しく市民になられた方含めて御案内する形をしっかりとって、要は不法投棄は完全に大きな犯罪で、懲役刑含む犯罪ですので、そういったことをなされるような方が生じないような取組をしていきたいと思えます。

○委員（海津にいな君） 嫌なことなんですけど、何か不法投棄されやすいようなところをまめに巡回するとか、そういったような具体的な対策というのは、特に考えてはいらっしやらないわけですね。告知していった様子を見るということになるのでしょうか。そのあたりの具体策というか、お考えがあったら教えてください。

○資源循環推進室長（野村勝彦君） 不法投棄対策は生活衛生課の範疇になってしまうんですけども、市として今も取り組んでいて、昨年度までクリーンセンターでやっておって、不法投棄量は年々減少しております、市民の皆さんの意識も非常に高い状況だと認識しておりますので、不法投棄量が少ない状況が継続するような取組を市としては進めていくというふうに考えております。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第15号に対する質疑を打ち切ります。

議案第16号、我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○商業観光課長（秋田芳博君） それでは、議案第16号、我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書74ページをお開きください。

初めに、提案理由です。

本条例は、住民からの直接請求により、昭和56年3月30日に制定されて以来42年を経過しており、時代の変化に合わせ、目的、所掌事務及び委員の構成を見直すとともに、条文を整備するものです。

75ページを御覧ください。

第1条の目的です。改正前では、「人間生活と自然の調和ある営みを守り、手賀沼及び生活環境の汚染の原因といわれ、人体への影響も懸念されている合成洗剤を、市民の理解と協力のもとに石けんに切り替え、石けん利用を推進するため」との目的は、条例を制定した昭和56年から42年が経過し、下水道の整備が進んだことや合成洗剤も改良されていること、SDGsの開発目標を意識し、市の基本目標の一つである人と自然が共生する環境にやさしいまちづくりと整合を図り、「人と自然が調和する環境に配慮したまちづくりを目指し、自然界で分解されやすい性質を有し、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

将来にわたって環境及び身体にやさしい石けん（家庭用品品質表示法第2条第1項に規定する家庭用品であって、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものをいう。）の利用を推進するため」に改めます。

続いて、改正前の第2条は、第1条の改正で合成洗剤の文言を削除したこと、石けんの定義を第1条に規定したことにより削除いたします。

76ページを御覧ください。

改正後の第2条、所掌事務については、「石けんの利用の推進に関する施策、事業等について調査審議し、市長に対して意見を述べるものとする」と改正し、審議会の役割を明確にいたしました。

続いて、第4条の組織については、委員の人数を10名以内とし、新たに公募の市民を追加し、一般消費者を消費者団体に属する者とししました。

第5条から第10条までは、条文の整理を行いました。

パブリックコメントについては、令和5年12月1日から令和6年1月4日まで行い、1名の方から4件の意見をいただきました。

本条例は、市議会可決後の令和6年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 説明ありがとうございました。

秋田課長のほうから御説明ありましたように、これは昭和55年に初めて我孫子市に直接請求、条例として行われて、それが可決をされて条例が制定されたという初めての事例という意味では、石けんの条例なんですけど、それだけじゃなくて、自治とか、あるいはまちづくりとか、そういう位置づけにとっても非常に重要な条例なんだろうというふうに私などは認識しているし、そういうふうに考えておられる方、多いんじゃないかと。前に、青木副市長のほうもこちらでの、松島議員さんとのやり取りの中でもそういった御発言がありました。

そういった中で、四十数年たった中で、目的など含めて、今の時代に合わせる、あるいはこれからの未来に向かっていくということの中で、改正をしていこうというのは、非常に重要な姿勢なんだろうというふうに思って、今回の条例改正は大切なことだなというふうに思っています。ですから、条文そのもの等々は今回非常に、これでいいと思うんですね。

一方で大切なのが、今言ったみたいな、実は昭和55年から始まっている自治の歴史とか、まちづくりとの関わりが非常に深い条例なんだということが、なかなか、これからの世代の人とか若い世代の人には当然伝わっていない部分があると思うんですね。

私は、これを機に改めて、この石けん条例がなぜできたのか、いろんな変遷があって、なぜここ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

で改定をされたのかということを広く市民の方々に知っていただくような機会というのがあっていいのかなと思うんです。

例えば消費生活展、毎年行われて、そこで石けんの利用促進のことなども行われていますよね。そういう中で、改めて今回、これから条例改正された暁にはという話ですけれども、そういう中で、石けん条例というのがどういうふう生まれ、どういう変遷を経て、ここで改定することに至ったのかみたいなことを周知していくと、また理解が深まっていくいい機会になるんじゃないかなと、環境問題に対するですね。そういった点で、今後のこの条例の改正のことも含めて、あるいは背景も含めて、そういったところの周知の仕方ということに対しての何か考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○商業観光課長（秋田芳博君） 今御指摘のあったとおり、消費生活展なんかですと、石けんの利用推進ということできずと続けてきております。消費生活展は毎年2月に行っていますけれども、夏には、アビスタのほうでもパネル展なんかでもいろいろ啓発活動していますので、なぜ石けんの利用が始まったのかとか、この条例ができた経緯というのは、ここ最近では、消費生活展の中や、そういうところでもなかなか周知というか、そういうものがちょっとできていなかったのかなというところもありますので、また新年度になりましたら、来年も消費生活展を開催する予定でいますので、その中でそういうところも含めて、実行委員会なりの中で協議をしていただきながら、周知啓発をしていきたいなと思っております。

○委員（坂巻宗男君） ぜひお願いしたいと思います。

私、先日も、まちづくりにいろいろ全国的に関わっている方で市民の方とお話をして、その方は比較的新しく我孫子に越してきた方なんですけど、いろいろ話していたら、やっぱり全国的に見ても、我孫子の市民活動、まちづくりに関する活動というのは特異なもので、非常に活発だという話を聞いたんですね。そうなんだろうなと思う。それはやっぱり手賀沼があるということは非常に大きくて、それも手賀沼の汚濁というものが始まってしまって、それをどういうふう回復していくかというところの活動が肝になっていたという部分が大きいんだろうなと思うんですね。そのうちの一つにこの石けんの条例もあるんですよね。

だから、そういったことも含めて、改めてこの改正を機にもう一回、正直、今の子どもたちなんかも、手賀沼が本当にある意味、夏場になると青々としてしまって、非常にアオコの臭いというか、本当に汚かった頃の手賀沼というのは分からないような状態だと思うんですけども、そういう時代背景がある中でこれが生まれてきていたというふうなことなんかも説明しながら、これからのさらに、今、手賀沼はまた新しい環境問題ができてきているわけですけども、外来生物とかいろいろあるわけですけど、そういったところにつながっているんだよというのを分かりやすく見せていただきたいと思います。消費生活展もそうだし、子どもたちとか、そういったところへのアプローチもそ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

うなんですけど、改めてもう一度御答弁いただければと思います。

○商業観光課長（秋田芳博君） 消費生活展もそうなんですけども、現在、毎年子ども向けのイベントで石けんづくりのイベントなんかも行っておりますので、そういったところの中で周知啓発、併せてやっていきたいと思います。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第16号に対する質疑を打ち切ります。

議案第17号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○企業立地推進課長（鈴木邦治君） それでは、議案第17号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書79ページをお開きください。

まず初めに、提案理由です。

市内において小児科の診療所等を設置している者及び新たに設置しようとする者を支援するため、小児科支援資金を新設するとともに、条文を整備するため提案するものです。

それでは、条例の主な改正内容を御説明します。改正内容につきましては、議案資料で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案資料13ページをお開きください。

市内小児科につきましては、今後減少することが見込まれ、小児科を新たに設置する者及び小児科を運営する者を支援する必要があることから、小児科に特化したメニューを設けるため、資金の種類に小児科支援資金を追加します。これにより、新規小児科開設時や既存小児科の資金確保がより一層手厚くなるものとなります。

なお、今回の改正では、平成26年4月1日に資金の種類に追加されて以来、申込件数がゼロ件であった事業転換資金、独立開業資金を廃止します。これらの資金は、既存メニューの運転資金、設備資金、小口零細企業資金、創業支援資金において代用可能であるため、事業転換資金、独立開業資金を廃止したとしても、融資利用者に不利益が生ずることはないものとなっております。

続いて、貸付利率及び利子補給率について御説明いたします。

議案資料中段に記載のとおり、貸付利率については、市場金利等を基に金融機関と協議の上決定し、年度ごとに金融機関と覚書を締結しております。

利子補給率については、条例において、年3%以内で利子補給を行うものと定めており、資金の種類に応じた利子補給率は、資料下部の比較表に記載のとおりとなっております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今回新たに追加する小児科支援資金は、市が積極的に新規小児科の開設、既存小児科の維持を行う必要があることから、最大限の支援を行うため、利子補給率を上限の年3%とします。

比較表内の貸付利率は令和5年度のもので、小児科支援資金の貸付利率は参考値の2.2%となっておりますが、2月29日に行われた金融機関との協議において、令和6年度の貸付利率につきましては0.1%上がり、2.3%となることが決定しました。そのため、小児科支援資金の令和6年度の貸付利率は、貸付期間60月の場合は2.3%となりますが、利子補給率も同率の2.3%行うことから、小児科支援資金を活用する事業者は実質無利子となります。

続いて、小児科支援資金の申込み要件について御説明します。

恐れ入りますが、議案書の83ページをお開きください。

小児科支援資金の申込み要件につきましては、議案書83ページ中段、第3項に3つ規定されており、第1号では、市内に小児科専門医の資格を有する医師が常駐する診療所等を設置または設置しようとしていること、第2号では今回改正するものではないため「略」と記載されておりますが、市民税または法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを要件としております。第3号では、小児科支援資金の融資の申込みをしようとする者または診療所等に常駐する小児科専門医が我孫子医師会に属し、または属しようとしていることを申込み要件として規定しております。

以上が主な改正内容となります。

なお、条例の施行につきましては、市議会可決後の令和6年4月1日から施行いたします。

以上で議案第17号に対する説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 1つだけ、今、最後に御説明いただいた、いわゆる貸付要件なんですけれども、これは今回、健康づくり支援課のほうで開設のための補助を行うわけですよ。ちょっと所管は違いますけれども、確認したところ、既に少し問合せなども来ているということで、ああよかったなと思って、ぜひこういった制度を使っていたきたいなと思っております。

その上でなんですが、補助のほうにも当然要件があるわけですね、補助要件が。今度貸付けの要件があるというときに、これが一致していないと、補助は使えるけど融資が使えないとか、融資は使えるけど補助が使えないみたいなことになってしまいかねないんで、ここを一致させることが大切だと思うんですが、その辺の整合がしっかり取られているのか、その点だけお聞かせください。

○企業立地推進課長（鈴木邦治君） 健康づくり支援課のほうで、新たに創設される開業促進補助金の要件と、一応要件は一致しております。先ほど言った3つの要件は、当然補助金のほうにも要件となっておりますので、一致はしております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただ1点だけ、今回、資金融資のほうのメニューに、開業する者もそうなんですけども、融資に関しては既存の事業者さんも使えるメニューとなりますので、融資のほうのメニューは使えるんですけども、新たな開業とかその辺には要件が合致しないので、健康づくりのほうの補助金に該当しないケースはあると思いますが、健康づくりの補助金を活用する方は、融資、申し込めば必然的に、今回開設される新たなメニューは使える形になっております。

一応補足で、今回のは中小企業資金融資制度になりますので、仮に大企業の診療所とか病院の法人であると、中小企業の資金融資制度はメニューとしては使えませんので、企業の規模によっては、この融資はちょっと使えないケースは出てくる可能性はありますけども、それをちょっと補足させていただきます。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

担当のほうにも確認したところ、今回、若干既に、記者発表など含めて、マスメディアなどに、少ししかまだ出ていないと思うんですけど、今後また出てくんじゃないかと思うんですけど、それでも引き合わせが、問合せが来ているというふうなことなんで、ぜひPRしていただいて、我孫子の子育ての環境を、市長中心に整えていただきたいなと思います。

そういう中で、今、新しいところだけじゃなくても、既存のところでもこの融資は使えるというふうなことでしたので、ぜひそれは、今の小児科の方で、それこそ閉じられてしまうみたいなお話もあることから、今回の制度などが創設されるというふうに、背景があるというふうに伺っていますけれども、そういったときにこういった融資があることで、今ある小児科、あるいは小児科に限らずですけど、医療機関がしっかりと体制を整えられるというのは非常に重要なことだと思うので、そういったことを含めてぜひ、医師会、医療機関などとも十分連携を取って、そういった事業者が展開しやすいような制度に、まだ足りない部分などあれば、いろいろ改良を加えていくなども必要だと思いますので、工夫をしていっていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

○委員（茅野理君） 説明資料のほうにある廃止するほうでちょっと気になったんですけど、平成26年4月から、事業転換と独立開業資金のほうで申込件数ゼロ件だったということで、やはりちょっとこの辺、PRとかも足りなかったのかなというふうに思うんですけど、その辺の反省というか、どういうふうに捉えているのか御説明いただきたいと思います。

○企業立地推進課長（鈴木邦治君） 事業転換資金につきましては、既存の運転資金のメニューに加えて、さらに運転資金で1,000万円上積みで、低金利で借りられるようなメニューであったにもかかわらず、確かにゼロ件という形。あと、独立開業に関しましても、実際、資本金がなくても使えるような、ある程度優遇されたメニューであったにもかかわらず、なかなかちょっと利用されていなかったのは、確かにPR不足もあったのかもしれないという点は、反省すべき点はあるかと思っております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただ、今後、時代に沿って新たなメニュー、ニーズ等も多分出てくると思いますので、この辺は、使われなかったものは今回みたいに廃止しつつ、新たな時代のニーズに沿ったものは、新たなメニューとして臨機応変に加えるような形にしたいと思いますので、使われなかったことは確かに、多少優遇されていたメニューにもかかわらず使われなかったことは、ちょっと残念ではありますが、これは反省材料として今後に生かしていきたいと思っています。

○委員（茅野理君） 事業者側のタイミングみたいなものもあると思うんですけど、ゼロ件、全く問合せもないということで、ちょっとPR不足、説明不足、説明する機会の不足ですよね。そのように感じます。今回それを代用可能なところがあるので、それはそれでしっかり情報を欲しいところに届けてほしいなど。待っているだけではなくて、やはり積極的に説明会などを設けながら、設けてほしいなというふうに思います。

今回の小児科支援については、私の住んでいる地域でも閉院してしまったところがあって、かなりの家庭からいろんな問合せがあって、そういった中で、我孫子市としてこういう動きがあるんだよと私も説明をしているところで、我孫子市もそういう動きがあって、子どもたちのことをしっかり考えてというところで、お母さんたちも少し安心している部分もあるんですけど、やはり必要なところにどういうふうに届けるかというところが、今回、しっかり反省の中で、小児科に関しては多分、いろんなこれからマスコミなども取り上げてくれるでしょうし、そういったところの反省を活かしてやってほしいなというふうに思います。いま一度、答弁お願いいたします。

○企業立地推進課長（鈴木邦治君） 先ほども説明の中でありましたけど、定期的に、2月29日に、取扱いの金融機関市内7行ございますが、そちらの中でも、今回の小児科支援資金のメニューに関しましては、金融機関さんのほうにもアナウンスをさせていただき、その結果、問合せも確かに金融機関経由でございましたので、まずはPRの一つとして、金融機関に行くケース、金融機関に相談される、もしくは金融機関のほうから御案内するケース、これ多々あると思いますので、この辺により、コミュニケーションを図りながら、今後、より一層こういう資金融資制度を使っただけのように、金融機関もしくはいろんな媒体を使いながらPRしていきたいと思っております。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第17号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時00分開議

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

議案第18号、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について当局の説明を求めます。

○都市計画課長（林宏規君） それでは、議案第18号、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書86ページをお開きください。

初めに、提案理由です。

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用している同令の条項にずれが生じたため、条文を整理するため提案するものです。

議案書87ページの表を御覧ください。改正する部分を太字と下線で示しています。

条例第2条第2項は、その各号で掲げる用語の意義を定めています。このうち、第4号には指定工作物を掲げており、この用語の意義は、建築基準法施行令第138条の条項を引用しています。改正前の建築基準法施行令第138条第2項第3号には、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設の工作物とされていましたが、これが第4号にずれ、改正後の第3号には、新たに指定工作物が増えたわけではなく、基準に関する項目でしたので、本条例においては、単純に条項ずれに対応し、改正するものです。

附則として、この条例は、市議会で御可決いただいた後、改正する建築基準法施行令の施行日に合わせ、令和6年4月1日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第18号に対する質疑を打ち切ります。

議案第19号、我孫子市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○経営課長補佐（鈴木隆史君） それでは、議案第19号、我孫子市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書88ページを御覧ください。

初めに、提案理由です。

本条例は、地方自治法の一部改正に伴い、我孫子市水道事業の設置等に関する条例、我孫子市監査委員に関する条例、我孫子市下水道事業の設置等に関する条例の各条例の規定において引用する

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

条項に変更が生じたため、改正するものです。

それでは、89ページを御覧ください。改正の概要について御説明いたします。

各条例の条文は、議会の同意を要する賠償責任の免除について規定したものです。

地方自治法に基づき業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を要する賠償額を規定したもので、今般、準用する地方自治法の一部改正により条番号が変更となり、これに整合を図るため改正するものです。

以上で我孫子市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。十分な御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第19号に対する質疑を打ち切ります。

議案第20号、我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） 議案第20号、我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書91ページをお開きください。

初めに、提案理由です。

本条例は、我孫子市水道事業給水条例第28条に規定する量水器の変更に係る給水申込納付金の額の算出方法をより明確にするとともに、条文を整備するものです。

第28条は、量水器を新規に設置する際に納付する給水申込納付金及び既存の量水器の口径を変更する場合の給水申込納付金について規定したものです。

本改正では、近隣市の状況などを考慮し、量水器の口径を増径する給水装置工事に係る給水申込納付金の額について、附則9に規定された納付金として既に納付されたものとみなす額の表を削除し、全て現行の給水申込納付金の表の変更後の口径の額から変更前の口径の額を差し引いた額とするとともに、条文を整備するため改正するものです。

なお、パブリックコメントを実施しましたが、御意見はございませんでした。

以上で我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明を終わります。十分な御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第20号に対する質疑を打ち切ります。

議案第29号、令和5年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） それでは、議案第29号、令和5年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量についてです。業務の予定量については、汚水及び雨水事業の管渠整備に関わる事業費の一部が確定したことにより減額するものです。

続いて、第3条収益的収入及び支出予算の補正です。収入及び支出ともに、既定の予定額からそれぞれ4,272万2,000円を減額するものです。これは、主に千葉県が運営する手賀沼流域下水道維持管理における本市負担金が確定したことのほか、事業の一部確定により営業費用を減額する一方、その財源の一部として一般会計から受け入れた他会計補助金を繰り戻すため、営業外収益を減額するものです。このほか、前年度の手賀沼流域下水道維持管理負担金の精算に伴い、千葉県から3,736万3,000円が返還されたことにより、特別利益を増額するとともに、当該財源調整として営業外収益を減額しています。

次に、第4条資本的収入及び支出予算の補正です。収入及び支出ともに、既定の予定額からそれぞれ1億1,153万3,000円を減額するものです。これは、主に確定した事業費や千葉県の手賀沼流域下水道建設負担金を減額する一方、その財源となる企業債や国庫補助金などを減額するものです。

以降の第5条から第7条は、当該補正に伴い条文を整合させたものです。

今回の補正は、収益的収支、資本的収支ともに、主に事業費の確定による支出予算の減額と財源調整を行うものです。

具体的な科目別の内訳については、3ページからの補正予算に関する説明書及び13ページからの補正予算に関する説明資料に記載のとおりとなります。

以上で説明は終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第29号に対する質疑を打ち切ります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第34号、令和6年度我孫子市下水道事業会計予算について、当局の説明を求めます。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 議案第34号、令和6年度我孫子市下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量から御説明いたします。

（1）排水区域内人口は、下水道が使用できる区域内の予定人口となります。11万1,199人は、人口増減率及び予定整備面積を考慮しての推計値としています。

次に、（2）年間有収水量は、年間での調定汚水量となり、実績の推移から推計を行い、予定水量として1,050万5,152立方メートルを見込みました。

なお、これに伴い、（3）の1日平均有収水量は2万8,781立方メートルとなり、前年度と比較して934立方メートルの減となる見込みです。

続きまして、（4）主要な建設改良事業です。予定額9億1,895万5,000円は、汚水及び雨水事業の管渠整備に関わる工事費を計上しております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出です。

第3条で定める予算は、企業の経営活動に伴い発生する収支予定額となります。

収入の第1款下水道事業収益は31億878万6,000円、対する支出の第1款下水道事業費用は27億8,038万3,000円をそれぞれの予定額としています。

また、これらの収入と支出の差引額3億2,840万3,000円は、当年度利益剰余金となる見込みです。

それでは、主な内容について説明資料により説明をさせていただきます。

30ページをお開きください。

初めに、上段の表、項1営業収益です。

目1下水道使用料は、汚水事業収益の中心となる下水道使用料収入です。予算額は16億3,376万1,000円としました。これは、業務量で見込みました年間予定有収水量に基づく算出額になります。

目2雨水処理負担金は、雨水処理経費に係る一般会計からの負担金として9,330万2,000円を予定しています。

その下、目3その他営業収益は、指定工事店の登録申請などに伴う手数料収入を51万9,000円見込みました。

続いて、下段の表、項2営業外収益です。

目1他会計補助金は、下水道事業運営に要する一般会計からの補助金として3億4,908万4,000円を予定しています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その下、目2長期前受金戻入は、現有する下水道事業資産のうち、補助金などの財源で構成された固定資産の減価償却費相当分を収益化するものであり、非現金収入となります。予算額は10億3,209万9,000円となり、財源別の内訳は節に区分するとおりとさせていただきます。

続いて、32、33ページの支出です。

項1営業費用です。目1から目4の管渠費及びポンプ場費は、下水道施設の維持管理経費となり、汚水事業と雨水事業にそれぞれ所管を区分して計上しています。主な内容については、説明欄記載のとおりとさせていただきます。

次に、目5流域下水道費は、千葉県が運営する流域下水道の維持管理に係る経費負担となり、本市分の維持管理負担金として9億1,646万2,000円を見込むものです。

その下、目6普及指導費では、水質調査委託料などの経費を計上しています。

続いて、目7業務費は、主に水道局に委託する下水道使用料徴収等業務委託料となります。

目8及び次のページにまいりまして、目9に記載の総係費は、人件費などの事務管理経費となります。内容については説明欄記載のとおりとさせていただきます。

次に、目10減価償却費です。減価償却費は、下水道事業として、将来の更新需要に対応していくために、企業会計原則に基づいて固定資産を費用配分していくものとなり、非現金支出として計上するものです。予算額として総額13億7,325万5,000円の償却を予定しています。

続いて、下段の表、項2営業外費用です。目1支払利息は、主に企業債利息となり、令和6年度は、汚水事業分及び雨水事業分を合わせて1億3,345万1,000円を予定しています。

以降、目の2及び3、さらに次のページの項3特別損失から項4予備費までは、記載のとおりとさせていただきます。

それでは、再び予算書の1ページをお開きください。

中段以降の第4条資本的収入及び支出についてです。第4条で定める予算は、建設改良事業等に係る収支予定額となります。

初めに収入です。

第1款資本的収入は、建設改良事業の主要な財源となる企業債や補助金などとなり、予定額を15億9,523万3,000円としています。

なお、第2項と第3項の他会計出資金及び補助金は、一般会計からの繰入金となります。このうち他会計出資金については、建設改良費等の財源として受け入れる資金のほか、経営安定化のための資金を計上しています。

本市の下水道事業会計は、令和2年度に地方公営企業法の財務規定等を適用して公営企業会計に移行した際に、十分な運転資金がない状態で事業を開始していることから、期中において資金不足が生じ、その不足を一時借入れによって補うという不安定な経営状況が続いています。こうした状

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

況を改善するため、昨年度に引き続き一般会計から8,000万円の出資金を受け入れ、下水道事業の財政的基盤の強化や経営の効率化、安定化を図るものいたします。

次に、支出です。

第1款資本的支出の予定額は21億3,850万円としています。このうち、第1項建設改良費は、建設改良に係る事務経費及び工事請負費となり、合わせて12億9,338万6,000円を計上しました。

当該予算についての主要な取組につきましては、予算書45ページ以降、主要下水道事業を御参照いただき、個別の説明は省略させていただきます。

続く資本的支出の第2項固定資産購入費、さらに第3項企業債償還金は、それぞれ公用車の買い換えに要する費用と企業債元金の予定償還額を計上するものです。

なお、第4条の予算については、本文に記載のとおり、収入が支出に対して不足する額が5億4,326万7,000円生じます。この不足額については記載する補填財源によって補填することとなりますが、この点については後ほど一部補足説明をさせていただきます。

続きまして、次のページをお開きください。

第5条継続費です。

初めに、下水道事業費用の継続事業となる下水道事業経営戦略策定事業は、下水道事業を安定的に継続していくために、中長期的な経営の基本計画を2か年で策定するものであり、昨今の社会経済情勢の変化に対応するため、最新の下水道事業の実情を踏まえて、経営戦略を見直すとともに、適正な下水道使用料水準の検討を行うものです。

下段の資本的支出は、柴崎排水区における雨水幹線整備工事（3工区）を進めるものであり、2か年の継続事業として7億円を計上します。

続いて、第6条企業債については、表に記載の発行要件とさせていただきます。

次に、第7条一時借入金です。期中における一時的な資金不足を補うための短期的な借入りを想定し、その限度額を7億円と定めるものです。

続く第8条から第10条については、それぞれ本文に記載のとおりとさせていただきます。

最後に、第11条利益剰余金の処分についてです。先ほど第4条でお断りしました補填財源についての補足説明になります。

これは、第4条予算において生じる収支不足額を補填する財源の一部とするため、本条において利益剰余金からの処分を予定させていただくものです。通常、利益剰余金は、決算を確定の上、利益処分するまでは、補填財源になり得ないものではありませんが、公営企業の特殊性から、確実な利益に限り、あらかじめ予算の定めるところにより、その金額を補填財源に充てることのできるものとされています。本市の下水道事業は、一般会計からの補助金等、確実な収入を見込んだの収支計

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

画としています。したがって、実現可能と見込める利益剰余金を本条に定めるところにより補填財源として使用することを見込むものです。この点においては、令和6年度以降も、一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことで事業経営の改善に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、令和6年度我孫子市下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 何点かあるんですが、まず1点目で、38、39ページの、説明もありましたけど、一般会計からの出資金についてですけれども、来年度、9,400万円の出資金を入れて、いわゆる財政的な、整えるというふうな趣旨だと思うんです。前年度が2億1,000万円あったところに対して、来年度9,400万円ということで、かなりこの額は減っているんですけれども、これはどういった傾向でこうなっているのかお聞かせください。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 出資金の減少につきましては、主に、汚水元金償還金の減少であったり、あるいは起債対象事業費を見直したことによって、いわゆる事業費に対する借入金額というものが増えまして、その結果、一般財源分として出資金として必要となる繰入金が増えたことによるもの、また、資本費平準化債の発行可能額が増加したことによる財源調整等に伴い、出資金が減少したこと、これらのことなどから、前年度に比べて減少したものでございます。

○委員（坂巻宗男君） 分かりました。といいますか、来年度に関していえば、ほかから借りられる部分などがあるから、一般会計からののが減ったというふうな説明かなと思うんですけれども、これは傾向としては、今後もこういった金額の推移で進んでいくんですか。それとも今言ったような、その時々で借りられる起債の要件などを考えたときに、一般会計からの出資金というのは、例えば今年度のように2億円になるとか、増加するというふうなのは、年度年度で変更されていくものなのか、その辺はいかがでしょうか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 今後については、事業費の今後の状況によって変わってくるものではございます。起債対象とすることができる事業費というのは規定がございまして、借りられる場合、借りられない場合というものもございまして、そういったことによっては、一般財源的な形で必要となる繰入金等も変わってくることも予想されます。

また、資本費平準化債の拡充に伴う財源調整ということで、今回、減少理由として先ほど挙げさせていただきましたが、今後の元金償還金の推移や、そういったことによっては、こういった借入額が減ってしまうことも予想されます。そういった状況を注視しながら、今後も、繰入金の見込みについては精査をして、予算計上していきたいと考えます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） 分かりました。

そのときその年で、多少いろいろ変化があるのかなと思うんですけれども、いわゆる企業会計であるということを考えると、やはり一般会計からの繰り出しがないにこしたことはないのであって、その辺しっかりと財政のことを見ながら対応していただきたいと思うんですけど、1つ、一時借入金について、今回も、2ページで7億円の限度額ということで定めるわけなんですけれども、この辺は、借りざるを得ないような状態、資金繰りがあるのか、あるいはこれは念のための予算計上の枠として7億円という形で計上しているのか、その辺については、今年度の状況も含めてお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 今回、7億円として一時借入金の限度額を設定させていただいているのは、過去の借入最高額等も加味して設定している限度額でございますので、直ちに、あるいは毎年7億円借り入れるような状況になっているということではございません。

今御質問のありました実際の資金繰りの状況、最近の状況ということでございますが、令和5年度においては、現時点まで一時借入金の借入れを行わずに運営することができています。前年度からか借り越しという形になりましたが、借換えしたものについてはお返しするというようなことは4月中に行っておりますが、それ以降は借入れを行わずに運営することができております。

また、今後、年度末に向けてということなんです、3月下旬における資金不足というものがずっと懸案と申しますか、懸念されていたところではございますが、現時点の見込みとしては、一時借入金の借入れは何とか回避できるというふうに想定しております。

ただ、現時点の見込みでは、資金残高が3月下旬には一時的に6,000万円前後の水準にまで落ち込む予定となっておりますので、相変わらず資金繰りは苦しい状況であり、来年以降、一時借入金が発生するかどうかというのは、やはり事業の執行状況、あるいは事業費の金額の多寡等によって、ちょっと流動的に変動してくるところはあると考えております。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

年度によっては、一時借入金を借り入れざるを得ないというふうな状況で、たしかそのとき水道局のほうからの借入れなどで、できるだけ、リスクというわけじゃないんでしょうけれども、財政負担のないような形でというふうな工夫をされているというふうな話も聞いていますけれども、そういうことが起きないのが一番もちろんいいわけなんで、ぜひそれは、しっかりとした財政の運営をしていただきたいというふうに思います。この件は結構です。

それでは、ちょっとコンパクトに行きたいと思います。予算書の48ページで、今回からこういう資料をつけていただいたというふうな形になるんじゃないかと思うんですけども、ありがとうございます。

下水道のストックマネジメント事業ということで、今回、若松地区というところで継続して今行

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

われているというふうなことになると思うんですけども、この若松地区の下水に関しては、どれぐらいの期間をかけて、いわゆるこのストックマネジメントとしては事業が終了するというふうな形になるのかお聞かせください。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） スtockマネジメント事業についてなのですが、こちら、かなり前から取り組んでいるものではございませんで、令和2年度に基礎調査を行い、令和3年度に実施設計を行って、令和4年度から優先順位の高い若松地区において施工しております。本年度、令和5年度も引き続き事業をやらせていただきまして、若松地区につきましては来年度も実施する見込みとなっております。来年度で一応区切りがつく形となります。

○委員（坂巻宗男君） これはつまり、令和4年から始めて4年、5年、6年で若松地区は終了というような見方でよろしいですか。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（坂巻宗男君） 分かりました。

今回、能登の震災などでも、やはり水に関わる非常に被害というのが大きいというところで、給水の問題、それから下水についても同じような課題が出てきているという中で、やはりこういった形での既設管の改良といいますか、敷設替えというのかな、ここで書いているところでいえば改築か、ということをしていく必要があるんだろうというふうに思うんですね。

そういう意味でいうと、このストックマネジメント事業というのを当然継続して、ある意味では全市的に行っていくんじゃないかと思うんですが、その辺の今後のスケジュールとか、あるいはこの若松地区の後はこちらの地区で入っていくとか、そういったところはどういうふうになっていくんでしょうか。

○下水道課長補佐（菅井雅二君） こちらストックマネジメント事業なんですけど、御指摘のありましたとおり、老朽化状況を把握した上で、計画的に改修の優先度を決めて機能を向上させて、効率的に長寿命化を図ろうとするものでございます。

目下のところ、若松地区を中心に進めさせていただいているんですが、こちら第1期ストックマネジメント計画というもので策定しておりまして、令和7年度でこの1期が終わりまして、それから先のことは新たな2期計画ということで考えてはおります。直近の今のところだと、若松地区の次の候補、老朽化の優先度から見込んでいるのが青山台地区でございます。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

いわゆるストックマネジメントの計画がまずあって、それに基づいて当然地区が決まり、継続的に事業を行っていくというふうなことかなと思います。やはり市内全域を見たときに、いわゆる老朽化している管などで、やはり早め早めに変えていく必要があるような地区も当然あるかなと思うんですね。そういったところをぜひしっかりと見据えていただいて、次の計画、次は青山台が行く

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というふうなことは見えているんだと思うんですが、その先その先というふうな形で、より老朽度が進んでいるところとか、ある意味では重要度が高いところとでも言えばいいのかな、全体的な影響が大きいところとか、そういうふうなところをしっかりと見据えて、特に震災など、あるいはこれは雨の浸水とも関わってくるのかもしれないけれども、そういったところの被害が減少できるように、計画的に進めていっていただきたいというふうに思います。もう一度御答弁をお願いします。

○下水道課長（中野伴春君） まず、ストックマネジメント事業につきましては、下水道事業の管渠整備自体が、大きな財源として国費を入れて整備しているものですから、ストックマネジメント事業というのは、通常の未普及事業と違って、既にある既設の改築事業になります。

冒頭、申し訳ありません、下水道事業の未普及工事については、国費を半額入れて、あとは起債と単費でという財源構造になっているんですが、改築の場合はそのところが明確でなかったんですが、ここ近年になりまして、下水道施設がかなり老朽化が進んできていたものですから、その改築ということが大変大きな問題になっていて、建設ではなくて開設の段になって国費を入れられないということは、私どもの事業体にとっては考えられないことだということ国の方の制度設計でごしんしゃくいただきまして、ストックマネジメント計画というものを既設の管渠に対して一定の調査を入れて、優先度や緊急度を羅列した中で、年次計画で改修していくという計画を交付の要件にされたわけでありまして。それで、令和3年から令和7年度までに第1期の計画として、今、我孫子市の下水道事業を進めさせていただいています。

現状では、老朽化率が約12%程度ですので、これからはどんどん増えるだろうという予測ではあるんですが、やはり未来永劫そのライフサイクルコストというものを考える場合には、このストックマネジメント計画というものを適切に履行して、費用の抑制ですとか施設の機能の安定化というものを図っていく必要があると思っています。

まだその出だしではありますが、第1期を目下進めておるところでありまして、先ほど菅井補佐からお答えしましたように、第2期計画についても、エントリーされる地区というのは当然あります。ただ、その先もずっと施設更新というのは続いていくわけですから、的確な計画を基に、国費を入れながら進めていきたいと思っています。

また一方、耐震化については、総合地震計画という事業も一方では進めているところですので、例えばマンホールの浮上防止化ですとか、管渠の可とう管の採用だとかという点も併せて、災害対応の強化に向けて進めているところです。今後についても粛々と進めさせていただきたいと思いません。

○委員（坂巻宗男君） 詳しい説明ありがとうございました。ぜひ計画的に進めていっていただきたいというふうに思います。

最後、私のほうは、資料64ページの浸水想定区域の作成及び公表ということで4,000万円

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

からの予算、非常に大きな額が出ています。国庫補助が半分出ているという形なんです、これはこういった区域図の作成になるのかお聞かせください。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 近年頻発しています時間降雨100ミリ近い水害に対して、施設だけでは守り切れない事態を想定して、水害リスクを共有するために、浸水想定区域図を作成し、公表していくものです。このことにより、水害に対する災害リスクを情報共有できるものと考えています。

○委員（坂巻宗男君） これは令和6年度に策定をして、その公表までいくんですか。公表は次の年度等になるんですか。その辺のスケジュールはどうですか。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 今回の浸水想定区域図の策定が市内全域となっております、策定に約1年かかってしまいますので、令和6年度に作成して、公表は令和7年度に行う予定です。

○委員（坂巻宗男君） 今回、ハザードマップの改定というものがあって、そちらでも内水氾濫に対しての情報を入れていこうというふうな形になるので、できるならばこれが合わさるような形のほうが望ましいのかなと思うんですけども、その辺は、このハザードマップの改定というところと今回の治水のほうで行う浸水想定区域図の作成というのは、若干のずれが出てきてしまうのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 市民安全課のほうのハザードマップの改正も情報は得ていたんですが、スケジュール的にはハザードマップの改正のほうが早くて、我々のほうはそのスケジュールにちょっと合わない形でしたので、ハザードマップに載せるのは次期改正になってしまうんですが、我々のほうも作成し次第、広報、ホームページ、あびまっぷ等、周知方法を、皆さんに速やかに周知できるように工夫していきたいと考えております。

○委員（坂巻宗男君） ぜひハザードマップと整合が取れるようにというか、ハザードマップも一刻も早く市民の皆さんにお知らせするという意味では、あまりほかの計画を待っていると情報提供が遅れてしまうということで、必要な情報が必要な時期に届かないということでは困るので、それは前倒しでやらざるを得ないのかなと思うんですが、その辺で、情報として共有できるようなものがあるならば、そういったところを合わせていただきたいと思います。

最後に、想定し得る最大規模の降雨というふうなことが出ているんですが、これは今どれぐらいの降雨量で考えられているのかお聞かせください。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 現在、我孫子市では、既に経験したことのある既往最大として104.5ミリ時間当たりの降雨がございまして、想定最大という考えですと、それを上回る規模の降雨を想定してシミュレーションのほうをかけていきます。

ただ、現時点では時間当たりですと150ミリ程度になるとは考えているんですが、想定し得る最大の降雨についても、業務の中で精査して検討していきたいと考えております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） 分かりました。

確かに、想定し得る最大の降雨という、もはや時間雨量100ミリを超えるようなものにならざるを得ない。それに合わせて整備するかどうかというのは別として、市内に降る雨としては、それぐらいのことを考えていかないと、これからまた雨の時期がやってきますけれども、大変な降り方が起きるんだろうなというふうに思いますので、それは今おっしゃったように、ぜひ、今までの事例、それから気象庁等の情報などを含めながら、しっかりとした内水の情報が見られるように、いい計画をつくっていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

○委員（海津いな君） 35ページの減価償却費について伺いたいのですが、公会計の中での減価償却ということについても、うまく理解してはおりませんので、質問の仕方が当を得ていないのかもしれないですけど、ここで説明の中で、汚水分と雨水分と、かつ建物と、それから構築物、また機械というふうに分けながら書かれておりますが、これは、減価償却していくと、ある意味では減ってくるのかなと思います。この中では、前年度比較しますと数字的には増えているので、このあたりのことをちょっと、初歩的な質問で恐縮なんですけれども、お教えいただけたらと思います。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 委員おっしゃるとおり、減価償却を毎年続けていけば減少傾向になるということではございますが、毎年、整備のほうも進めており、資産自体は増える部分もございますので、今回見込んだ中では増という形になったということではございます。

○委員（海津いな君） その中で、構築物の減価償却費ということで出されている金額が大きいんですが、これに関して、汚水分に関してですね。雨水のほうはともかくなんですけど、このあたりの差というのはどういうことから生じているのか、明確にさせていただけたらありがたいなと思います。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 汚水分と雨水分ということですが、下水道事業として、たしか昭和46年以降だっただけだと思いますが、事業を開始して以来整備している管渠等を積み上げた部分の数字ということで、固定資産を計上しております。それを毎年償却していくという形になりますので、汚水分はかなり大きくなっております。

雨水事業につきましては、近年になってから、下水道事業会計のほうに加わると申しますか、下水道事業会計として整理をして、浸水対策事業等に取り組むような形となっておりますので、積み上げている固定資産の残高自体は、汚水分に比べてかなり小さくなってございます。そういった状況から減価償却費についても小さくなってございます。

○委員（海津いな君） 分かりました。分かりましたというのは、この数字の説明が分かったのであって、これをまた市民に説明できるかということ、ちょっと難しいところはありますが、スタートの時点が違うというようなことで、こうした違いが出てくるのかなというふうに私なりに理解い

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

たしました。

もう一つ、ちょっと違う点からもう1点だけ伺いたいんですが、予算書の中の58ページになりますが、経営戦略の策定ということを予定されているというふうにあります。この中で、コロナ禍の収束以降の変化というのが大きくて、今回こうした見通しを立てていくということになったのか。この経営戦略策定のコロナの影響というのは、かなりあるのかどうかというところでこれが出されているのか、その辺、もう一回確認させていただきたいと思いますので、お答えのほうお願いいたします。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 現行の経営戦略は、令和4年度から令和13年度の10年間を計画期間としまして、令和3年度に改定したものでございます。中長期的な経営の基本計画である経営戦略は、経営基盤強化と財政マネジメントの向上の柱と位置づけられるものでして、策定した経営戦略に沿った取組の状況を踏まえて、少なくとも5年に1回は、使用料の検討を含めた見直しを行うこととされております。

令和2年度に、コロナの影響によって有収水量、皆さんが使う使用水量ということなんですが、こちらは一時的に増加しました。しかし、令和3年度以降、水量の減少というのが続いておりまして、原油価格、物価高騰といった社会経済情勢の変化によって、下水道事業環境を取り巻く環境は一層厳しくなっております。

前回の改定において、所要改定率22%に対して、政策的な配慮によりまして、平均改定率というのを13%にとどめたということによって、先ほどちょっとお話もありましたが、繰入金というものを相変わらず受け入れている状況でございます。特に基準外繰入金ですね、先ほどお話のあった出資金というのは基準外繰入金に当たりますが、そういったものがございまして、公営企業として安定的で健全な経営を確保するためには、最新の状況を踏まえた検討を早期に行う必要があると考えております。

そうしたことから、今回、こういった形で予算を措置させていただきまして、下水道事業の実情や、排水事業の実態に即した使用料体系となっているかどうかをいま一度点検した上で、こういった使用料の状況であったり、経営戦略といったものを検討し直したいということでございます。

○委員（海津いな君） 事情というのは分かりました。コロナの影響というのは下水のほうにも、水道の話は、在宅が多くなってということで話は出てきていましたけれど、ここにもそうした影響が出てきて、収入のほうが一般会計の補助を予定されているわけですね。そういうことを今想定されているというのをちょっと確認させてください。

○委員長（山下佳代君） 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午前 11 時 57 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

○委員（海津にいな君） 58 ページの、下水道事業経営戦略策定事業というのがここに載っておりますけれど、今御説明いただいた中で、コロナ禍後に変化があると。その流れの中で今回委託料を準備されているというところですけど、この中で収入としてのこの補助金、これは一般会計の中から出すということは予定されているということですね。それをもう一回確認したいということです。お願いします。

○下水道課長補佐（藤縄哲志君） 今お話のありましたとおり、経営戦略策定及び使用料検討業務委託料の財源としましては、一般会計からの補助金、つまり繰入金になりますが、こちらを受け入れさせていただいた上で、業務の執行を予定しております。

○委員（海津にいな君） 分かりました。予算書をいただいておりますから、細かく見させていただき、なかなか上下水道の会計というのは苦しいところがありますから、細かく見させていただきましたけれど、今後の事業というので細かく説明をいただきましたので、ありがとうございます。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第 34 号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 05 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

午前中に引き続き、議案の審査を行います。

議案第 35 号、令和 6 年度我孫子市水道事業会計予算について、当局の説明を求めます。

○経営課長補佐（鈴木隆史君） 議案第 35 号、令和 6 年度我孫子市水道事業会計予算について御説明いたします。

我孫子市水道局では、平成 30 年度に策定した水道事業ビジョン、水道事業基本計画及び水道事業経営戦略を基に事業を実施しています。本年度は計画期間の 5 年度に当たりますが、近年、社会情勢が大きく変化し、計画と実績に乖離が生じているため、計画期間の中間年度である令和 5 年度に水道事業基本計画と水道事業経営戦略の見直しを行うこととしました。令和 6 年度は、新たな計画に整合を図り、施策を進めていくこととします。

それでは、別冊の水道事業会計予算書の 1 ページをお開きください。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

まず、予算積算の基礎となる業務の予定量についてです。

第2条業務の予定量を御覧ください。

(1) 給水戸数は5万9,271戸と見込みました。

(2) 年間総給水量は1,271万立方メートルと見込みました。

これに伴い、(3) 1日平均給水量は3万4,822立方メートルとなります。給水量につきましては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく増加していましたが、令和3年度後半から新たな生活様式への対応が浸透し、徐々にコロナ前の日常を取り戻す中で、人口減少や節水型家電の普及などの影響から給水量は減少しつつあります。このことを踏まえ、令和6年度の年間総給水量を見込みました。

続いて、(4) 主要な建設改良工事です。令和6年度は11億1,182万3,000円となりましたが、これらの工事の内容につきましては後ほど御説明いたします。

続きまして、第3条水道事業の収益的収入及び支出についてです。

まず、収益的収入です。令和6年度の水道事業収益の総額は27億843万7,000円と見込みました。前年度当初予算に比べて、2,705万2,000円、率にして約1%の減としました。内訳は、営業収益が21億5,720万4,000円、営業外収益が5億5,123万2,000円などです。

一方で、水道事業費用の総額は26億7,135万8,000円と見込みました。前年度当初予算に比べ、1,561万4,000円、率にして約0.6%の増です。内訳は、水道水の供給に係る営業費用が26億1,408万6,000円、企業債の支払利息などの営業外費用が4,727万1,000円、予備費1,000万円などを計上します。

続きまして、収益的収入と支出の詳細を予算説明資料で御説明します。

まず、収益的収入の主な点を御説明します。

32ページから33ページを御覧ください。

初めに、上段の表、項1営業収益、目1給水収益のうち、一般用給水収益についてです。一般用給水収益は事業収益の根幹をなす料金収入で、21億4,258万8,000円を見込みました。前年度当初予算に比べて約3,100万円の減としました。

次に、中段の表、項2営業外収益の目1給水申込納付金を御覧ください。給水申込納付金は、近年の新規給水契約数の実績を踏まえ、1億3,200万円を計上しました。

このほか、目5長期前受金戻入益として2億9,836万7,000円を計上しました。これは、民間事業者からの譲受けによって取得した資産などを減価償却期間に合わせて繰り延べた収益であり、非現金収益となるものです。

続いて、収益的支出の詳細です。予算書34ページから35ページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

収益的支出の水道事業費用は、前年度当初予算より増加しましたが、増加した主な科目は修繕費で、浄水場施設などの修繕を行うものです。

予算書1ページにお戻りください。

続きまして、資本的収支について御説明いたします。

第4条資本的収入及び支出の資本的収入について御説明します。

資本的収入の総額は4億5,544万2,000円を計上しました。内訳は、企業債が4億4,420万円、負担金が1,124万円などとなります。

続きまして、資本的支出です。資本的支出の総額は13億1,403万8,000円を計上しました。内訳は、建設事業費が1,261万2,000円、改良事業費が12億8,791万7,000円、企業債元金を償還する企業債償還金が1,350万9,000円となります。

ここで、令和6年度に実施予定の主な工事について御説明します。

予算書の46ページを御覧ください。

中段の表、項2改良事業費では、管路の布設替工事や浄水場設備の更新工事を予定しています。このうち、管路の布設替工事では、船戸、中峠、並木、新木野、我孫子、つくし野、岡発戸の各地区において耐震化工事を行います。これにより、工事延長の合計は約3キロメートルとなります。

浄水場設備の更新工事では、令和5年度からの継続事業である湖北台浄水場非常用発電機更新工事のほか、令和6年度から令和7年度までの継続事業として、市内配水管の末端圧力を常時監視し、適正な配水圧力を確保するための圧力末端局更新工事と、湖北台浄水場の真空ポンプ更新工事などを行います。

予算書1ページにお戻りいただきまして、第4条を御覧ください。

資本的収入は4億5,544万2,000円、資本的支出は13億1,403万8,000円を計上したことから、収支では8億5,859万6,000円の不足が生じます。この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,331万円、過年度分損益勘定留保資金7億4,528万6,000円で補填します。

予算書の2ページを御覧ください。

続いて、第5条の継続費についてです。令和6年度から令和7年度にかけて圧力末端局更新工事を行います。2か年に及ぶ工事となるため年割額として、令和6年度に5,280万円、令和7年度に7,920万円、総額で1億3,200万円の継続費を定めるものです。

次に、第6条企業債についてです。令和6年度も企業債の借入れを行います。借入限度額は4億4,420万円とし、改良事業費の財源として融資を受ける予定です。

続く第7条から第10条までは、予算書に記載しましたとおりですので、説明は省略させていただきます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

最後となりますが、水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増しています。しかし、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給できるよう、令和6年度も更新工事などの将来に向けて必要な施策は着実に実施しながらも、収支のバランスを注視し、効率的で健全な水道事業運営に努めてまいります。

以上で令和6年度水道事業会計予算の説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（船橋優君） さきの水道の勉強会で、北千葉の受水の水が約1億円ぐらい漏れているというような話がありましたけど、今のこの予算書の8億6,000万円の中にそれが入っているのでしょうか。受水費が漏れている分も当然入ってこの8億6,000万円ということでしょうか。

○工務課長補佐（鈴木良広君） 今、委員おっしゃられたとおり、こちらの8億6,221万5,000円のほうに、基本料金として、使われていない分の1億円ですね、そちらのほうが入った金額となっております。

○委員（船橋優君） 分かりました。

それで、この工事の、要するに漏水対策で、今、最新工法で衛星を使ってどうのこうのっているいろいろありましたけど、この予算書にそういう対策費というのは、もちろん早く直さないといけないんで、水が漏れて金を捨てているわけですから、そういう対策費はどこかに入っていますか。

○工務課主幹（山下大吾君） その対策費というものは、今は入っていないんですが、漏水の対策として、今、給水管を中心に漏水調査のほうは行っています。それは予算化されているんですが、本管につきましては、先日の議会でも、人工衛星を使ったというようなところにつきましては、その精度等を含めて検討して、積極的に活用していきたいと考えています。

今考えていますのは、人工衛星で、100メートルメッシュぐらいでマクロ的に位置を抽出して、さらに弁筐内にロガーというか、センサーを設置して、ある程度場所を絞って、最終的には音調でピンポイントに確認するといったようなことを検討しているところでございます。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） 先ほどありました給水装置の漏水調査についてお答えいたします。

給水装置の漏水調査につきましては、予算書の中で、業務費ですので37ページになります。目4業務費の中の委託料、この中で我孫子市水道局料金・給水・会計業務等包括委託、こちらのほうは、お客様センターの運営であったり、会計であったり、給水であったりというところなんですけども、この中で給水管に関する漏水調査業務を行っております。

具体的に申し上げますと、個別の音調調査や、あと漏水監視型調査機というものを仕切り弁等に設置して、そちらのところで漏水を発見していくような作業をしております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（船橋優君） 分かりました。

とにかく、水を捨てて、金を捨てているようなものなので、一刻も早く直るように、皆さんで知恵を出し合って、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（坂巻宗男君） 69ページで、湖北台浄水場の整備ということで幾つか載っているわけなんですけれども、そのうち、まず1つ、非常用発電機の更新工事については、継続費として、今年度、来年度というところで完成をさせるというふうなことになっています。これについては、昨年度十分議論しましたので、着々と進めていただきたいと思うんですが、これを整備した暁には、これは当然、電気がなくなった、電源が喪失したということの中で、地下水をくみ出すための装置になるかと思うんですが、おおむねこれはどれぐらいの期間を想定している非常用発電設備になるんでしょうか。

○工務課長補佐（鈴木良弘君） 湖北台浄水場の非常用発電機の運転時間なんですけれども、更新する前の今現在の状態ですと、負荷にもよるんですけれども、おおよそ半日程度もつ形となるんですけれども、こちら更新後につきましては、地下燃料タンク等の増量もありますので、おおむね18時間から20時間程度、こちらのほうは運転できる容量を確保する予定となっております。

○委員（坂巻宗男君） 恐らく、今までこれが使われたということがたしかなかったという状況ではないかと思うんですけれども、今回の能登の地震などを踏まえて改めて考えたときに、電源がなくなって、いかに水を供給するかというのは非常に大きな課題になってくる中で、どうなんでしょう、タンクとしてここで見る限りでも、1万リットルの重油を確保するというにはなっているかと思うんですけれども、1日弱、20時間程度で十分と言えるのか、あるいはさらにその燃料の備蓄みたいなことを考えていかになくちゃいけないのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○工務課長補佐（鈴木良弘君） 確かに、18時間から20時間という形ですと、それ以上、震災等延びた場合に燃料が足りなくなる懸念はあるんですけれども、湖北台浄水場のほうなんですけれども、やはりちょっと敷地のほうが狭くて、地下燃料タンクのほうも、当初、どれまで置けるかという検討はしたんですけれども、やはりこの1万リットルというのが限界になりますので、対策としましては、燃料のほうは地下燃料タンクに補充することは可能ですので、震災時の道路状況にもよるんですけれども、燃料のほうは湖北台浄水場に18時間以上は確保していて、その間に、燃料のほうを地下燃料タンクに補充しながら運用するような形を今考えております。

○委員（坂巻宗男君） その燃料を補充するに当たってのいわゆる協定等、これは結ばれて、ある意味では当然なのかもしれませんが、優先的に燃料は確保できると、こういう見通しは立っているというふうに思っよるしいですか。

○工務課長補佐（鈴木良弘君） 委員おっしゃられるとおり、こちらは燃料のほうの協定を結んでおりますので、優先的に確保できる状態は立っております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） 実際の震災などが起きたときの建物、道路等々の状況によって、どうなるかももちろん分からないんですけれども、いろいろな形で想定をして、井戸が動く形を整えていただきたいと思うんですが、18時間から20時間というのは、常にこれは電源を動かしていなくちゃいけないという形になるんですか。それともある一定時間を、5時間なら5時間動かして、止められて、それからまた何時間後に使ってとかいう形で、例えば1万リットルで全部一気に使えば20時間だけれども、その使い方によっては2日間もちますよとか、3日間もちますよとか、そういうふうな運用になるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○工務課長補佐（鈴木良弘君） こちらの今の18時間というのは、連続して運転して、その燃料を補給しないで使った場合という形になります。浄水場のほうなんですけれども、非常時のほうはなかなか想定が難しいんですけれども、通常時で考えると、夜中とか、あまり水を使わない時間に関しましては、浄水場が停止する時間帯もありますので、そういった時間帯は、非常用発電機のほうは停止をして、それでまた圧力等を確認して運用するというような形を取れば、もう少し時間のほうは延びるかと思います。

○委員（坂巻宗男君） 了解です。

そうすると、日中の時間でまず第1段階で使っておいて、夜間などに例えば給油ができてということをもし繰り返させていけば、この1万リットルでかなりの期間運用できるということにもなるのかなと思います。それは繰り返すけど、震災などの状況によるので、何とも難しいところではあるんですけれども、この水がかなり重要な我孫子市の、それこそ命の水と言ってもいいような貴重な水源になると思いますので、これを維持していくということが必要になってくるんだろうというふうに思います。

そういう意味では、今回、非常用発電の更新工事であるとか、あるいは、見ていくといわゆる高度浄水の更新なり真空ポンプ等を更新していくよということではあるんですけれども、今後、この井戸を持続的に、永続的に、我孫子市としてこの浄水場を機能させていくということが非常に重要だと思うんですが、その辺で、現状でこの井戸、今、おおむね北千葉導水が8割、この井戸が2割というところで、我孫子市の水が賄われているかと思うんですが、これは今後永続的にこの井戸というものを今の形で使っていくことができるのか、あるいはどこかの段階では、何かかなり大がかりな設備更新などをしていかななくちゃいけなかったりするのかな、その辺はいかがなんでしょうか。

○工務課長（川村憲司君） 湖北台浄水場については、市の東側の水を賄う非常に貴重な浄水場になっております。その中で、今、北千葉8割の井戸2割というところですが、北千葉の8割が、何かでそちらも災害等があったときには、その8割も減ってしまいますので、この2割の井戸、運用としては2割ですけど、まだちょっと若干余裕がありますので、井戸を継続的に維持管理しながら、こちらの井戸については継続的に使っていくような、そんな予定を立てております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） ぜひ継続的に使えるようにしていただかなくちゃならないんだろう。これは勉強会でも話が出ているし、各委員からも出ていたけれども、やはり震災があったときの石川県などの状況を見ていると、いわゆる県の上水を持ってくるのに非常に今、難儀をしているという状況があるということの中でいうと、例えば北千葉なんか、今お話しあったようになかなか使えないぞとなれば、この湖北の浄水場を使うしかないという状況が生まれるんであって、この井戸をいかに確保しておくか、維持しておくかというのは、非常に重要な事業だと思うんですね。

そういう意味では、現状は、今回みたいに幾つか更新工事などをやっていることによって、8対2、もう少しということであれば7対3ぐらいの割合の水は確保できるというふうなことで考えておいていいのか、あるいは近い将来、もうちょっと大規模な何か工事などをして、この井戸を更新していくような必要があるのか、その辺の今後の想定みたいなことというのはあるんですか。

○工務課長（川村憲司君） 湖北台の井戸については、非常に貴重な水源であると水道局としても認識しております。今後、大規模な井戸の更新、例えば井戸をまた新たに掘るとか、そういったことは、地下水の規制のところから新たに掘ることができないという現状がございますので、今ある井戸を長く使えるようにメンテナンスしていくというのが今の方針となっております。

○委員（坂巻宗男君） だから、常にそれはメンテナンスしてもらいたいですけれども、通常のメンテナンスで、おおむね今の井戸というのは今後も使っていけるというふうな認識を持っておいてよろしいですか。

○工務課長（川村憲司君） 井戸がいつ枯れるかというのは、ちょっと想像ができないところですけども、きちんとメンテナンスをしていけば、当面使えるというふうな認識で水道局のほうもおります。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。ぜひしっかりとその辺、調査などもしていただきながら、水源として、我孫子の本当に貴重な水源なので確保をお願いしたいと思います。

最後に、局長のほうに伺いたいですけれども、ちょっと所管的になってしまって申し訳ないんですが、その勉強会のときにも、この湖北台の浄水場の貴重な水源を、例えば震災などがあったときに、いかに避難所なり市民に届けるかというところの議論が随分なされました。そういう中で、給水車を増やすことももちろん大切なんだけれども、給水車があっても、そこで給水車が止まったら、水がその場で止まってしまうだけになってしまうので、多くのところに行き渡らせることができない。

だから、そういう意味では避難所などに、簡易型の給水タンクと言っているんでしょうか、そういうものを設置というか保管しておいて、いざとなればそれを広げてというか、組み立てて、そこに給水車が回って行って水を配給していくとか、そういう形の震災なり災害対策というのが、これから考えられてもいいんじゃないかというふうなことが局長からお話しありまして、委員の皆

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

さんも、それはかなり有効な手段なのかなというふうに認識したんですが、その辺については、この予算にはまだ触れられていないかなと思うんですが、今後その辺はどういうふうに考えられているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○水道局長（古谷靖君） この件については、以前、豊島委員のほうから、災害が起きたときに、給水車、我孫子市は何台あるのかという質問があって、2台ですと。2台で賄えるのかという御質問があって回答したときに、回答したのは私ではありませんけども、そのときに、日本水道協会と協定を結んでいるので、3日以内には応援が来るという回答だったと思うんですね。

ただ、私が去年研修を受けたときに、静岡のほうで、浄水場に被害があったときに、確かにいろんな地域から給水車が応援に来るんですけども、その場所で、要するに応急給水拠点で車が止まっちゃって、蛇口をひねると動かなくなっちゃうんですね。1週間とか2週間とか3週間になると職員が疲れ切っちゃって、もうどうにもならなくなっちゃうということが現実あったという話で、実際に1立米の仮設の折り畳みのタンク、私が聞いたところによると1基70万円ぐらいするんですけども、それを置いておくと、場所だけやっておけば、各応援に来た給水車は、そのところに行って水を補給して、また次のところへががが行けるので、これからはそういうことを考えたほうがいいですよという報告があった中で、私も能登の地震があるまではあまり気にしていなかったんですけども、能登の地震を報道等で見ると、やっぱりそれは有効な手段だなと思いました。

ですから、私、あと残り1年なんですけども、来年は、今回、給水課も新規に設けますので、そこで真剣にこのことについては取り組んで、今の災害の備蓄庫にその折り畳み式のものが置けるかどうか、まずここを確認しなくちゃいけないので、置けなければ、新しく造らないと意味がありませんから、そういうことも含めて、令和6年度、来年度は、そういうお金のかからない調査をやって、令和7年度は何とか実際に、1基とは言わないで2つか3つぐらいはいきたいなと思っております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。局長のほうからかなり意気込みをいただきまして、でも非常にそれは大切なことだと思うんですね。新しい知見というか、実際に起きたところでどういったことが有効だったのかという情報を入れて、なおかつ我孫子に合う形はどのようなものなのかというのを水道局のほうで検討していただいて、これが有効だと思ったらそれを対応していただく。対応するけれども、もしかしたらそれを使わずに終わることもあるかもしれないけれども、災害対策ですからね。でも、それはそれでやむを得ないことなんであって、ぜひそういう意味での試行錯誤というのは必要なんだろうなと思いますので、今のプランに限らず、来年度ですか、幅広く検討していただいて、災害時の給水がしっかりと行くように、古谷局長中心になって進めていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

（「ちょっと休憩してもらって」と呼ぶ者あり）

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（山下佳代君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 4 分休憩

午後 1 時 3 7 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

○委員（海津にいな君） 今、幾つもの地区で給水管を替える、それは災害のときにどう対応するかというのもあるのは一義ですけれど、さっき船橋委員が言われたように、漏水をどういうふうに防いでいくかというのにも効果があって、今回、このように幾つもの地区でやっていると思うんですけど、見ましたら、管の太さがいろいろございますけれど、これは今までの経験から、細い管、太い管、古い管ということでもって、漏水の度合いが違うんだろうと思うんですけど、幾つか今までにやってきた経験から、どういうところが漏水しやすいかとかということが分かってきて、今回このように果敢に取り組むのかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。ぜひとも頑張っていてこれをしていただきたいなという、予算のこともあるんですが、それ含めて確認させてください。

○工務課主幹（山下大吾君） この地区の整備なんですけど、漏水しやすいところにつきましては、昔、塩化ビニール管というねずみ色の管があると思うんですが、そちらのほうが要は管が破損しやすいということで、実際に漏水事故、日々の漏水事故等にも直結している部分がございます。そちらをちゃんと反映させたものが、この整備計画でやるところ、また、C I P管と言われている普通鑄鉄管というものも多々ありまして、それにつきましても、破損がしていたり、地震では抜け出しやすい、その2つの管の種類を対象にして、管路の更新、布設替整備のほうを行っているところがございます。

○委員（海津にいな君） つくし野の場所も入っていましたので、細いところよりは太いほうがいいんじゃないかなどと思いつつこれを見ていたんですけど、今までの管の太さに合わせて接続するのであって、そういうことは、漏水が起きない、それから漏れがないということで、同じような管につないでいくという見方でいいんでしょうか。

○工務課主幹（山下大吾君） 管の太さといいますか、口径の大きさ、例えば150ミリとか100ミリとか75ミリって多々あるんですけど、現行、今入っている既設の管が、例えば100ミリの管が入っていたとしたときに、現在の水道の使用というのが、水圧なり水量だったりというのが満足できているのか、要はそれが過度な口径じゃないのかというのを工事をやる前に検討します。その管網の解析を行って、サイズがダウンできる、例えば今ある100ミリの管を75ミリにすることで、維持管理も容易になるとか材料費の軽減、また水の無駄というものは省けてくるといった形で工事のほうを進めております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ちょっと繰り返しになるんですけど、今対象にしているのが、塩化ビニール管と普通铸铁管というこの2種類を対象にして、これは実際に、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、漏水事故があるものの80%から90%は、塩ビ管と铸铁管というものの継ぎ手部分のずれであったりとか、管の破損であったりというもので、そこと今回整備する場所というのは整合しているところですよ。

○委員（海津にいな君） 分かりました。かなりの箇所にあたるので、どういう意図でこれだけの取組をするのかなというのが明確になりましたので、お答えありがとうございます。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第35号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時44分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

これより議案を一括して採決いたします。

議案第15号、我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、我孫子市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、令和5年度我孫子市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第34号、令和6年度我孫子市下水道事業会計予算について、議案第35号、令和6年度我孫子市水道事業会計予算について、以上議案9件について原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（山下佳代君） 起立全員と認めます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分休憩

午後 1 時 4 8 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、水道局に対する質問をお願いします。

○委員（茅野理君） この3月の冒頭、水道事業経営方針の中で、基本目標2の強靱というところですね、この中で御説明があった給水課について教えていただきたいと思います。

来年度から設置されるということで、今、19人、20人ぐらいの体制の中で新たな課が設置されるわけですが、ちょっと全くイメージが湧かないので、大まかな概要を説明いただきたいと思います。

○経営課長（土屋弥世君） 令和6年度に水道局の給水課を新設いたします。理由といたしましては、災害に強い水道局をつくるためということになります。

いつ起きるか分からない地震や大規模災害に迅速に対応するために、考え方を新しい体制にして行っていかなければならないということを実感した1年でありました。来年度は、先ほど局長のお話にもありましたように、やるべきことを明確にするという1年になろうかと思いますが、先ほど局長のほうでお話に出ました給水タンクの設置や、また市民のほうと連携して、給水タンクを設置したからといって、すぐに市民が使えるかという点もまた使えませんので、市民と協働という形で行っていけるような体制、市民と一緒に活動するとか、あとはまた別の形で、水の利用についてのPR、広告活動を行うなど、給水課にとってやりたいことを整理する1年であろうかと思っています。

その中で、新たな人が必要だということになりましたら、その内容を明確にした上で人員要求などもして、強化に努めてまいりたいと思います。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。

目的とか分かったんですけども、やるべきことを明確化してから人員を要求するという点なんですけど、4月からですよ。何名体制で取りあえずスタートさせるお考えなんですか。

○経営課長（土屋弥世君） 人員配置については、まだ内示がないので明確にはなっておりませんが、私どもとしましては、課としてあるべき姿の中では、もちろん人員増を希望はいたしております。ただ、市役所の状況もございますので、3月までは分かりません。

ただ、今年度の中でもいろいろな事象がありましたので、いろいろな課題を見た中で、ああしたい、こうしたいというようなアイデアはかなり出ておりますので、また、先ほど災害に強いという

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

お話をしましたが、今年度1年、水道事故も何回か起きてきました。その際に、現行工務課と経営課2課で水道局を行っておりますが、工務課が率先して中心になって、経営課も一丸となって対応はしてまいりましたが、やはり工務課は、大規模災害が起きた場合は施設がすごく被害に遭うわけで、そういったところの第一線で活躍、活動しなきゃいけないのが工務課であって、応急給水も大変重要なんですけれども、そういった中で、工務課ではなく、やっぱり応急給水をメインになって、市民安全課と連携して行わなきゃいけないという、この応急給水業務というのが非常に重要だということを考えさせられました。

そういった意味で、現在、給水は係ではありますが、料金給水係という係ですが、応急給水の重要性ということを考えて、課としての昇格を希望して設置していただいたになります。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。

この際だから、水道局としての要望というのは示すべきかなと思うんですね。もちろん人事なので、なかなか確保できないということはあると思うんですけども、新たに設置する課なので、これだけの目的があって、もちろん災害のためということなんですけれども、万が一のためにというところの職務が大きいんだと思うんですけども、これだけの規模のこをすることで何人必要ですというのは、当然あってしかるべきなのかなと思うんですけど、それが今の段階で示せないというのは、ちょっとそれだと、どんなことをやるのかなという、こっちも不安になるので、その辺、どれだけの人数が必要なのかと考えているのか、それを要望したのかとかというのは、示せる範囲で教えていただければと思います。

○経営課長（土屋弥世君） 要望の中では2人、まずは増員を希望しました。災害対応という意味での強化と、また、この給水課の中には、給水を担当する者と料金を担当する者がございます。ちょっと災害とは話が違ってまいりますが、料金という業務も大変重要でして、いろいろな意味で、今後の料金の体系を考えるという意味でも、料金の徴収を考えるという、歳入を増やすという意味でも、いろいろな課題を抱えている料金という係と給水という係、そういった中で2人要求いたしました。給水課全体として2人要望しました。

（「増員が2人だろう」と呼ぶ者あり）

○経営課長（土屋弥世君） すみません、訂正いたします。増員という意味で2人増員を要望しました。

○委員（茅野理君） よく分かりました。そうですね。

来年度それでやるべきことを明確化した中で、はっきりした人員が決まっていくということは理解したんですけど、初めのスタートの段階でどれだけの人員が必要かというところが示せないとなると、こちらとしてもイメージが全く湧かないので、それを取り上げさせていただきました。

先ほど来から、目的とか、やるべきものに対しての理解は、私も、もうこれは本当に必要なこと

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

であって、ぜひ進めてほしいというところでありますので、ただちょっとイメージが湧かなかったので確認をさせていただきました。

その中で、やはり先ほど来出ていますけども、災害時に、水道局は水道局、市民安全課は市民安全課、本庁は本庁の災害対策ということでは、なかなか市民のほうの対応はできないと思うんですね。やっぱり連携、先ほど言葉がありましたけども、市民安全課との連携というのが必要になってくると思うんですよ、給水だったりするところにおいて。その辺のまず連携体制について御説明をいただきたいと思います。

○市長（星野順一郎君） 当然、災害対策本部が設置されるような状況になれば、本部に水道局も市民安全課も、当然市民安全課が中心になりますけども、そこへ全部集合しますんで、必要などころに必要な人員と必要な物資を運ぶのは、みんな職員が基本的にやりますから、そこに集まる。職員が足りないとなったときには、13年前の反省を踏まえて、消防団員や、あるいは会計年度任用職員も、そこに参集の対象にするということになっていますんで、まずは市内全域を確認をした後に、災害対策本部に全部情報を集めて、それから公助が動き出すという形になりますから、水道局で持っている給水車のほかにも、水道局が持っている我孫水の配布だとか、あるいは市内あちらこちらにある、市民の皆さんに協力してもらっている防災井戸だとか、それと市が持っている、この前、13年前に買いましたから、浄水機っていいでしょうかね。そうすれば、各学校にあるプールの水が全部飲料水に変えられます。

当時買ったときも、手賀沼の水をそのまま飲料水として試験をしてみましたから、そうすれば我孫子には、手賀沼と利根川という南北に大きな水がめを抱えていますから、それがすなわち全部飲料水として活用できるというメリットがありますから、それを踏まえて、給水車でしか行けないところと、給水車じゃなくても活用できるところで、それぞれのエリアで区別をしながら、人の配置をしていくという手順になっています。

当然、13年前も、生涯学習部を閉鎖して、その人員を全部割り振ったという形もありましたんで、その辺は災害対策本部で情報収集した後に、全部で連携させることになっています。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。今回の本会議でも出ていたところで、市長が自ら御答弁された内容であると。全体的なことは分かりました。

水道局に質問なんですけども、水道局の役目としては、応急給水、円滑に行えるようにということだと思っんですけども、水道局から、当然、市役所側に応援要請をするという場合ももちろんあるし、あと先ほど話が出ました日本水道協会ですか、そこに応援体制を要請して、いわゆる受援体制というんですか、その辺はどのように今のところ考えられているのか、そういったマニュアル等はあるのか、お知らせいただければと思うんです。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） 例えば、今回の能登の震災においても、日本水道協会において現

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

地のほうに応援に派遣が集まっている状況です。我孫子市水道局、今の段階で受援のマニュアル、そういうものはございませんので、今後、給水課設置に当たって対応できるように、そこも調整をしていくところになります。

○委員（茅野理君） やはり受援体制ですね、その辺を、新たな給水課を設置した中で、しっかりとマニュアル化で、そういった研修、訓練等もこれから行っていくと思うんですけど、その辺はぜひ早く進めていただきたいなと思います。応援に行く体制ももちろん大事だと思うんですけど、やはり我孫子市内で万が一の災害時に、体制を整える受援体制というのは、消防なんかも数年前につくっていると思うので、ぜひそういったものも参考にしながら、水道局内でもよくもんでいただきたいなと思います。水道局長、最後によりしくお願いいたします。

○水道局長（古谷靖君） それでは、令和6年度は、今、設備屋さんのほうにも協定書を結んでいますから、それももう一度確認いたします。それから、先ほど言った燃料の関係も、今、協定を結んでいますけども、そこももう一度確認をいたします。それから北千葉広域水道企業団、こちらのほうについても、そういった協定を結べるかどうか、ほかの水道事業体と組めるかどうか、ここについても検討します。それから、日本水道協会にも個別に協定というか、書面で残せるものがあるかどうか、こちらについても検討いたします。

市民の方に迷惑をかけないように、一生懸命頑張っていきます。

○委員（茅野理君） 最後にします。

ぜひこの給水課、私も期待していますので、増員2名ということもしっかり確保していただいて、これから進めてもらいたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員（船橋優君） 今、地震の話があちこち出ていますけど、確かに地震が多くて、戸建ての住宅で宅内で漏水した場合に、要するに土の中だとなかなか、やっぱり上に上がってこないと分からないと。それで検針員が月に1回か来たときに、あれおかしいですということがよくあるんですけど、今、簡単に、地震の後に、ちょっと大きな地震があれば、量水器の箱を開けてみれば、住んでいる人も、水を使っていないのにメーターがぐるぐる回っていれば、どこかで漏れているということがすぐ分かるんですけど、こういうことはPRか何か水道局のほうではやっていらっしゃるかどうか、ちょっと聞きたいなと思って。

○経営課長補佐（洞毛秀男君） PRというか、まず「あびこの水道」という広報紙であったり、あとホームページであったりというところで、止め方ということは載せてはいるんですけども、現に漏水された方は、お客様センターにどうしたらいいかということでお電話をされる方がほとんどでございます。ですので、水道局としても今後、どうやったら止められるか、まずは漏水を止める、メーターの横にある止水栓というもので止めるんですけども、そちらのほうの取扱いの仕方を、例えば動画か何かで広報できないものかというところを検討していきたいとは考えております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（船橋優君） とにかく簡単に、止める前にも漏れているかどうか見れるわけだから、それを住んでいる人に習慣づけてもらえばいいんじゃないかと思います。答弁はいいです。

○委員（海津にいな君） 先ほど市長のほうから、ある意味で我孫子市は水源に恵まれているところがあると。それで、災害があったときに、そうした防火用だったり、それから防災用の井戸だったりということも確保はしているけれど、場合によってはそういうところも考え得るということを言われたんですけど、やはり使っていないので何ともですけど、コスト計算なんか考えますと、受水のためのコスト計算なんですけど、ふだん使わないで、いざというときに使うということになるわけだから、ひょっとしてそういうのは高いかなと思うんですけど、想定として、そういうところを使えば、いざというときにくみ上げられる水量というのかな、水というのは、コスト的には意外に安いと考えられるのか、経験上それはやっぱり高くつくよねということなのか、そのあたり、水道局長、何か当たりがありましたら教えていただきたい。

なぜそれを質問するかというと、井戸水が、前に勉強会で教えていただいたときに、北千葉ですと107円、それで井戸ですと、自前のところから出るのに意外に高くて130円かかっていると。かなり地下水というのが、使うことによってかかるんだなということがあるので、いざというときにそういったところを使えるというのであれば、何も苦勞してくみ上げなくてもそういう対応ができるのかどうかというのは、いかがなんでしょうか。

○水道局長（古谷靖君） 私から明確にお答えできるのは、北千葉の水と地下水の水の単価の違い、これについてはお答えできます。地下水の水ってそのまま飲めるわけじゃないんですね。浄水処理をしなければ飲めないんです。ですから、電気を使ったり薬品を使ったりして飲める水に変えているわけです。北千葉の水というのは、北千葉も確かに同じように電気を使ったり薬品を使ったりして水を送っていますけど、しかし分母の給水人口が違うわけですよ。たくさんの方が要するに負担をしているわけですから、その分だけ安くなるという、ですから分母が少ない、要するに湖北台浄水場の地下水の水を飲料水にするにはお金がかかるということは、私からはっきりそれは言えますけども、先ほど市長が答弁した、手賀沼の水とかそういった水を浄化するというのは、機械、私、また勉強不足で申し訳ありませんけど、どういうもので何を、電気で使っているのか、要するにガソリンで使っているのか、フィルターなのか、要するに活性炭なのかっているんなものがあるわけです。それを、例えば100リッター使ったら1回フィルターを交換しなさいよとか、そういうこともちょっと分からないので、今、そういった機械のほうが浄水よりも安いんじゃないですかと言われて、はいそうですねとは私は言えないですね。

ですから、それはもう少し確認しておきます。市民安全課のほうに行ってそのカタログを見せてもらって、ちょっと検討させてください。でないとお答えできない。

○委員（海津にいな君） この間、横浜のほうのいろいろな防災のための見本市のようなところへ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

行ってきました。思っているよりもいろいろな新しい機器がそろえられているというのがあれば、市長がおっしゃるようなこともあるかもしれないし、案外考えてみるとコストが安いということもあるかもしれないし、自前で持っているところが、井戸水は安いのかなと思えばそうでもなかったところがあるので、ぜひとも今後研究していただいて、いい形で、飲み水であったり、防災のときに困らないようにしていただきたいと思います。

下水のほうは減価償却の細かい数値が出ていたのに、上水のほうは分からなかったもので、その辺のところも、今後、分かりやすいように出していただくようお願いしたいと思います。

○委員長（山下佳代君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 9 分休憩

午後 2 時 1 0 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

○委員（海津にいな君） いろいろ心配なことがございます。それで、下水道、上水のことについても市民の御心配があると思いますので、また、先ほど、下水道のほうは減価償却の詳細を適宜見ることができたわけですけれど、また改めて経営課長なり水道局長なり伺いたいと思いますので、さらに私のほうも勉強を続けてまいります、またお教えいただきたいと思いますので、また分かりやすいようにお教えいただけるように要望しておきます。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 1 分休憩

午後 2 時 1 9 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

次に、環境経済部及び農業委員会事務局に対する質問をお願いします。

○委員（船橋優君） 今度、市内の小学校の改修工事が 2 校ほどあるというのを聞いています。それで、石綿の規則が強化されたり、大気汚染防止法が結構強化されていますけど、小学校も、やはりまちの中で付近に住民がたくさん住んでいます。さらに、子どもたちもたくさんいるんですけど、聞くところによると、屋根の屋上のパラペットなんかも撤去するとか何か、聞いたところによるとありますので、その辺の対策というか、大気汚染の防止法で届出とか対策とかいうのはどのように考えておられるのか、ちょっと聞きたいんです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○生活衛生課長（岡田一男君） 大気汚染防止法に基づく届出というのは、本会議の中でも触れられていたかと思うんですけども、一定の規模を超える場合は、まず解体とか改修に関しては、事前にアスベストを含有されているかどうかというような調査が必要になって、かつ、それが一定の規模以上になると、まず千葉県にその調査結果を届け出ると。そこでまたアスベストのありなし等が判明してくるんですけども、仮にありだった場合は、当然、その作業基準というものが定められておりますし、事前調査の記録の保存ですとか、作業結果記録の作成ですとか、作業終了時の確認等が必要となってくるということで、こういった法律に規定された一連の手順に従って工事をするものというように考えております。

○委員（船橋優君） 分かりました。

それで、今回、法が改正されて2年ぐらい前から施行されていますけど、今、我孫子市に大気汚染防止法で届けが何件ぐらいされたのか、もしありましたら事例等を教えてもらいたいと思います。

○生活衛生課長（岡田一男君） 先ほど申したように、届出先というのは千葉県になるんですけども、私も調べた限り、県のほうで特にそういったデータというのが公表されていなかったの、直接担当のほうに、件数だけはあるんですけど、ちょっと確認した記録があるんですけども、この法が施行されたのが昨年度、令和4年4月1日ということで、令和4年度の記録で申しますと、我孫子市内で536件の届出があって、うちアスベストを含有しているものが194件だったという報告を受けました。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

それと、今、アスベストのほうですと、どんな小さな工事でも、事前に有資格者が調査しなきゃいけないということになっているんですね。それで、多分、規模にかかわらずに調査して記録を残さなきゃいけないというようなことになっていると思うんですけど、今、工事業者はある程度分かっているんですけど、やはり戸建ての住宅なんかをリフォームする人が、お施主さん自体がやはり分かっていない人が多いんです。

それで、その辺のことで私は、広報なりなんなりに、アスベストの法改正があって、どんな小さな工事でも、例えばお風呂1件リフォームするといってもやらなきゃいけないし、戸建ての外装でもやっぱりやらなきゃいけないわけです。そういうことを市民に周知するために、広報に載せてもらいたいなと思っているんですけど、その辺はどうでしょうか。

○生活衛生課長（岡田一男君） その辺も含めて千葉県と相談しながら、こういった記事がいいのかなども含めて、その上で判断していきたいと思います。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 4 分休憩

午後 2 時 2 7 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

次に、建設部に対する質問をお願いいたします。

○委員（茅野理君） 交通政策課に伺います。

我孫子市移動等円滑化基本構想、令和 5 年 3 月に一部見直したところもあるんですけど、そのときに、令和 6 年度を目途に改正する方向で整備を進めていきますって、我孫子市役所のホームページにも載せているんですけども、先日、第 2 期実施計画だと、来年度、令和 6 年度では予定なくて、令和 7 年度、令和 8 年度、この 2 年で改定していくというような予定だと思うんですけど、この辺の経緯、まず御説明ください。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） 当初、委員がおっしゃるとおり、令和 6 年度に移動等円滑化基本構想の、こちらの今の基本構想の検証と、次に、さらに先を行った移動等円滑化の計画のほうを策定する予定だったんですけども、予算上、要求したんですけども、なかなか先に策定するもの、我孫子市の交通計画のほうが優先的に策定するべきだろうということで、ちょっと予算がつかなかったもので延期したのとなります。

○委員（茅野理君） 概算でいいんですけど、予算としてはどれくらい要望したんでしょうか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） まだ、予算上では見積り段階だったんですけども、2, 0 0 0 万円ぐらいかかるというふうに。

○委員（茅野理君） 勉強不足で申し訳ないんですけど、2, 0 0 0 万円もかかるということでちょっと驚いてしまったんですが、それよりも優先するべきところがあるんだろうという判断だと思います。

ただ、御存じのように、第三次総合計画、前基本構想の文言なんか載っているわけですよね。もうかなり古い文言が出ているわけです。その辺で、これはちょっと要望の段階も遅いのかなというふうに思うんですけど、この辺、今の第四次総合計画が始まっているわけですから、そのスケジュールに合わせてくということが私は大事だと思うんですよ。その辺いかがなんでしょうか。その辺の反省というか、いかがですか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） 委員がおっしゃるとおり、そういった今の計画に合わせていくというのは、非常に大事なことだとは思いますが。ただし、この移動等円滑化基本構想のほうを見直す前に、今ある計画についてどれだけ達成したのか、そういう見直しというか、現状の確認というのが必要になってきますので、それをやった上で新しい計画をつくっていくという流れになってき

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ますので、予算をまた再度要求いたしまして、きちんとした形で、今の実際のバリアフリーの進捗具合も確認、検証しながら、新しい計画のほうを策定していくようにしていきたいというふうに考えております。

○委員（茅野理君） 見直すタイミングというのが、やはり第三次総合計画が終わる前にやらなきゃいけないことだったと思うんですよ。そこが遅れているからこの見直しも遅れているわけですね。ちょっとやっぱりそのタイミングを逃していますよね。いかがですか。しっかり検証するタイミングというのが、当時は、第三次総合計画が20年の計画なわけですから、令和3年度で終わる、その前に検証を始めるべきだったと思いますが、いかがですか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） 確かに委員がおっしゃるとおり、我孫子市の基本構想だとか実施計画だとか、見直しの際に併せて基本構想のほうの見直しをやっていくべきだろうと思います。しかしながら、我孫子市移動等円滑化基本構想の中で実現しようとしていた我孫子駅の自由通路、こちらのほうが予算的にも大きくて実施できないということが、延期となったことがあるんですけども、そのほか、この移動等円滑化基本構想に盛り込まないと、例えば国の補助金が使えないだとか、整備のほうがなかなか進まないだとか、そういったものがあれば、当然、積極的に策定のほうをさせていただいたところなんですけれども、ホームドア以外、それ以上整備するものが担当課としてはなかったということで、ちょっと遅れて基本構想の見直しをするという状況になってしまった次第でございます。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。

ただ、ちょっとしつこく追及させていただきますけど、やはり上位計画というのが第四次総合計画なわけですよね。それが古い基本構想じゃ、この計画も体をなしていないわけですよ。その辺はもっと敏感に、なおさら今、20年計画から12年計画になったわけですよね。短くなっているわけですよ。この1年間というのは、20分の1と12分の1はやっぱり大きく違うわけですよね。その辺、もう少し私は敏感に検証を早く進めて、新たにこの文言直すとか、やるべきだったろうなというふうに思うんですけど、いかがですか。

これをまた令和6年度予算上の事情はあるんでしょうけども、例えばホームドアのことで一部改正をしたわけなんですけども、これもなかなか大変な作業だったとは思いますが、やはり文言がまだ古いところがあるとか、そういったところもしっかり説明に加えるとかしていかないと、令和6年何やってんのって話になると思うんですよ。いかがですか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） 駅のホームドアについて記載がないということで、一部見直しのほうをさせていただいたわけなんですけれども、そのときにも、この策定した古い、平成20年に策定したものになるんですけども、それでも有効かどうかというのを国のほうにも確認いたしまして、その辺、見直ししなくても大丈夫ですよというお話もいただいております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

委員のおっしゃるとおり、古い計画のままいっているというのも、その事情を知らない市民からすれば、何で古いままなんだろうという勘違いもございますので、この部分につきましては、改めてまた予算のほうを確保して、早めに対応のほうをしていきたいというふうに考えております。

○委員（茅野理君） 最後になります。

ぜひ、令和5年3月1日に、ホームドアのところの一部改正について説明文があるわけですが、そこに、そこにというか、議会後に、今のこの上位計画が変わっているよということも説明として加えるべきだと思うんですね。ましてやこれ、令和6年度を目途に改正をする方向で整備を進めていきますというふうにも書いてあるので、この辺もやはり訂正が必要だと思うんですよ。いかがでしょうか。

○交通政策課長（高倍宗一郎君） 委員のおっしゃるとおり、ホームページ等、まだそのままの令和6年度からという記載もございますので、その辺、チェックをしまして、適正に対応していきたいと思います。

○委員（茅野理君） 全体的な話になるんですけど、これは副市長なり市長なりに答弁いただきましたんですけど、こういった計画が、いまだに古い総合計画、第三次総合計画の下につくられているわけですよ。やはりこれは、基本構想ができれば当然見直さなきゃいけないところですよ。そういった作業を進めなきゃいけないわけですよ。それをそのままホームページに載せているような状況では、ではこの計画は何なのって話になるので、ましてや12年間の総合計画、何なのって話になりますので、その辺、ちょっと敏感に、ほかの計画についてもよくいま一度検証していただきたいなと思います。いかがですか。

○副市長（青木章君） 今回の移動等円滑化基本構想のほうは、実は幾つか交通政策課の中でも予算要求が重なってしまっていて、地域公共交通の計画もここで見直すというのもありまして、幾つか重なったものですから、企画総務部と財政のほうでは、予算編成に当たっては、やはりまずは地域公共交通のほう、市民生活に、もちろんこちら大事なんですけれども、密着していたものですから、こちらを採択させていただいたという経緯があります。

そういう経緯がある中で、今御指摘をいただきました、総合計画が新しく改定されているといいますか、新しくなっているにもかかわらず、様々なそれに基づいた計画が古いままで更新をされていないというところは、少しチェックを入れてみたいと思います。

それで、例えば法律が変わって、大きくその計画自体を変えなくてはならないというようなときには、ある程度委託料をいただいたりして大きく見直すということもありますが、市のキャッチフレーズとかそういうものだけが変わって行って、大きく法律とかが変わっていない、あるいは前回ありましたように、ホームドアの記述がなかったものですから、それだけを加えるというのは、これはある程度お金もなくても、大きな委託料を取らなくてもできるということだと思いますので、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その辺は基本的な総合計画と整合性を図るように、各計画を少しチェックを入れてみたいというふうに思います。

○委員（西垣一郎君） 我孫子四丁目の治水についてです。

これも施政方針の中で記載してありますが、令和5年9月20日の降雨に関して、施設の調査及び今回の降雨に関する検証を行いというふうにあります。まず、施設の調査を行う背景について御説明いただければと思います。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 9月20日の時間当たり95.5ミリの降雨に対して、我孫子四丁目で床上浸水7件を含む被害が発生してしまいました。12月16日に地元の方々と話合いの場を持ちまして、様々な御意見をいただきました。その中で、現在市がすぐにできること、将来的に検討すること等を整理いたしまして、まずは既存の管の調査、清掃、あと我孫子四丁目が浸水シミュレーションを行って調整池を築造しましたので、そのシミュレーションによって今回の現象がどうなっていたのか、9月20日の雨の現状を検証するための業務を現在行っております。

○委員（西垣一郎君） 12月16日の説明会に当たっては、地域の皆さん方からどういった御要望だとか意見というのが出されたのか、改めて御説明いただければと思います。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 意見は多岐にわたってありますけども、大きなものでいうと、排水路を整備し直していただきたいであったり、上流側で調整機能が働いていないのではないかと、市役所の対応が遅いでしたり、様々な意見はいただきました。

○委員（西垣一郎君） なかなか厳しい意見も出たようでございますけども、具体的に調査する施設について御説明いただければと思います。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 現在、既存の管の調査については、管路長11メートルのところ、62メートルのところということで、浸水した付近の既存の管を調査しておりまして、1つは現在終わったんですが、下水道の管渠と一般会計の雨水管渠がございまして、そちらの2つ種類の管渠について調査を進めております。

管種、管径はちょっと多岐にわたりますので、今回省略しますが、基本的に調査が現在終わっている箇所について異常が見られているところはございません。

○委員（西垣一郎君） 特に6号のところの排水路について、地域の皆さん方から、あそこはきちんと排水されていたのかというような懸念というのがあったかと思うんですけど、こちらについての調査というのはどういったものになっていきますでしょうか。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 今、委員おっしゃられた6号を横断している主な幹線になりますけども、口径で2,600ミリの管渠が通っていますが、そちらのほう、多少の堆積土砂はございましたが、健全であることが確認されています。

○委員（西垣一郎君） 特にその管については問題がなく、特に修理だとかそういったものも必

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

要ないということに理解してよろしいですか。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 委員おっしゃるとおりです。

○委員（西垣一郎君） この件は分かりました。

それと、9月20日の降雨における検証ということで、以前のシミュレーションが正しかったのかどうかというところでありますけれども、以前のシミュレーションと今回新たに行うシミュレーションというのはどういった違いがあるのか、これを御説明いただけますか。最新の技術なんかも加わって、どこまでシミュレーションできるのかという、その範囲についても併せてお答えいただければと思います。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） 以前行ったシミュレーションが、既往、以前あった104.5ミリという雨を我孫子四丁目に降らせたときに、新たに我孫子四丁目調節池を造って、道路上、浸水深が45センチになるという計画でシミュレーションをかけました。今回、おおむね同じ程度の95.5ミリという時間当たりの雨だったんですけども、浸水深が70センチ以上になっていますので、想定していた45センチまで下がらなかった要因について、今回の雨をシミュレーションにかけまして、どこがネックになっているのかとか、もしかしたら1時間降雨じゃなくて10分単位の降雨で、前回よりも、104.5ミリのときよりも降雨量が多かったのかとか、短時間集中豪雨だったのかとかという内容をいろんなパターンで検証して、今回起きた事象を、分かるかどうか分からないんですけども、検証していくという内容になっております。

○委員（西垣一郎君） 分かりました。

そのシミュレーションした結果というのはいつ頃出てきますでしょうか。

○治水課長補佐（佐藤雄司君） この業務について、急遽予備費を充てていただきまして、発注業務は既に行っております。現在の契約期間が令和6年6月28日ということになっておりますので、それ以降、その後、内部で精査した中で、近隣の方に御報告できる内容にして御報告したいと思っております。

○委員（西垣一郎君） その上で、市役所としても、今後の対策なんかについては、地域のまた皆さん方とシミュレートした結果を基に話し合っていくと思いますので、地域合意をぜひいただいて、浸水の被害の軽減に努めていただくように要望します。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 2 時 5 0 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

最後に、都市部に対する質問をお願いいたします。

○委員（高木宏樹君） 建築住宅課さんの我孫子市住宅リフォーム補助金についてなんですけど、あれは年度でいうと4月3日から1月31日までが申請期間で、来年度も恐らく4月1日ぐらいから1月31日ぐらいまでが申請期間だと思うんですけど、そうすると、リフォームの中にガスとかトイレとかも、場合によっては含まれているじゃないですか。急を要するものがあつたときに、今の現行の制度だと、2月1日から4月までは申請することができずに、かつ、これを読むと、申請後2週間ぐらいで申請の許可が下りたりするので、実際、工事としては2か月半から3か月ぐらい、2月にそれが必要な人がいたとした場合、最長でそのくらい止まるようなことが考えられて、市民の人からすると、4月まで待つて、急を要するから、これはリフォーム補助金は諦めなければいけないという人もいるし、とにかく工事を早くやりたいので、先に資材だけでも集めてくれませんかとか業者にも、取りあえず契約をしないことには、こちらとしては動けないと言われるけれども、このリフォーム補助金というのは、申請が下りた後に契約をしなければならないじゃないですか。

制度としては理解をするところなんですけども、4月1日から申請ができるのは、もしそれが、本当だったらもう少し早くから、通年通して申請できれば一番いいんでしょうけれども、それができるのか、もしできないのであれば、先に申請以前に契約を進めれば、これは市民の人じゃなくて、業者の人からも市民の人からもですけど、3割、4割手つけのお金を打ったりするので、事前に資材の調達とかができるので、そうしてもらえればいいんですけども、現行、リフォーム補助金を受けるには、申請以前に契約をしちゃいけないので、それが結構ネックなんだということを双方から聞くんですけども、これはいろいろな機会の喪失になっているんじゃないかなと思うので、改善できる余地があるのであれば改善をしていただきたいし、こういった話があるのであれば、どういうふうにはそれは対策を取られていて、いろんな課題もあるんでしょうと思うんです。そのどんな課題があるのか、そこら辺の一連のことについて教えていただきたいんですけども。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） 住宅リフォーム補助金のほうなんですけど、年度ごとに予算の範囲内で、市民の皆様にもリフォーム工事に要した費用の補助をしているという制度でして、ルール上、やっぱり契約前に申請していただくというのが、ちゃんと確認していないんですけど、国の予算をいただいている部分もありますんで、それができるのかどうかというのは、契約の後になってもいいのかというのは確認する必要があるんですけど、私が知る限りでは、契約前に申請していただくというのが必要だと聞いていますので、その辺は確認させていただきたいと思います。

○委員（高木宏樹君） それを調べていただきたいのと、これは、環境省のレク用の事業概要のチ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ラシなんですけど、これで窓枠のやつキャンペーンというのが来年度で予算が組まれているんですけど。ここだと、この補助対象期間に契約期間は問わないとなっているので、国の補助対象としては、契約期間を問わずにどうもやっているんだそうなんです。これが正しいものだと、この詳細もちょっと調べていただきたいんですけども、もしこれで申請前に契約をしてもいいというふうになるというのが確認が取れるのであれば、我孫子市としては、今はそれは認められていないじゃないですか。認めることというのは可能だというふうに理解していいんですか。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） そちらは多分、先進的窓リノベという、環境省がやっている補助金だと思うんですが、国がやっている補助と市町村がやっている補助というのはちょっと違うと思いますので、なかなか同じようにできるかという、一概にはそうではないのかなと私のほうは思っているんですが、いずれにしましても、先ほど答弁したとおり、市のほうでやっている補助が契約後にできるのかどうかというのは、確認させていただきたいと思います。

○委員（高木宏樹君） ぜひ確認をしてもらえればと思うんです。

前に教えていただいたときに、申請をして、市民、お客様の理由で、例えば税金を納めていない方とか、いろんな諸事情で申請が通らない方がいらっしゃるというのも、申請が通ってから契約をしなきゃいけないという理由の一つかなと思うんですけども、例えば、これは取引だから、リフォーム屋さん、登録事業者さんと市民の人とのやり取りになるかと思うんですけども、後日申請するに当たって、申請が通らない場合がありますとかというふうに一文入れておけば、それで契約することも可能なんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺も含めて調べていただければと思うんですけども、いずれにしても、この空白の2か月、最長で2か月半で、今は資材が入ってこないですから、3か月ぐらい待つ期間というのを縮めてもらうようなことをしていただければと思うんですけども、どうですか。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） 委員おっしゃるように、それができればいいと思っているんですけど、やっぱり市の一般財源だけでなかなかやるというのは厳しいと思っていますんで、国の補助をいただきながらやっている事業ということで、そちらの国の補助金のほうのルールで縛られる部分があるので、その辺はもう一度確認させていただきたいと思うんですが、今できることとしましては、ちょっと今思ったんですけど、交付申請の受付が1月末ということなんですけど、リフォーム工事でも工事が長いものとか短いもの、様々あると思いますので、例えば短いものだと、3月末までに工事が終わるものというのものもあるかと思っておりますので、もう少し申請の受付期間が多少なりともちょっと後ろ倒しできるとかということは、今後検討させていただけたらなと今思っています。

○委員（高木宏樹君） ぜひそのようにお願いできればと思います。

補助金の申請の関係で、1月31日というのは動かせないものなのかなと今思っていたんですけど、それを動かせるのであれば、基本的には期間を短くしてもらえらるのであれば、それに対しての要望と

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というのは、4月を早くするのも1月を遅くするのも私としては同じことなので、ぜひ検討していただきたいのと、ほかの市町村でも同様の話であると思うんですね。もっと小さなまちになると、市内に数社しか塗装屋さんとかリフォーム屋さんがないところから聞くと、全くこの期間が仕事がなくなってしまうようなところもあるんですって、みんなこのリフォーム補助金を使いたいから。だから、我孫子なんかこれを見ますと、かなり登録業者がまだあるように思うんですけども、ぜひ他市でどういうふうにされているのかというのも、調べて御報告をいただければと思うんですけども、いかがでしょう。

○建築住宅課長（伊藤悦郎君） 他市の状況ということなんですが、以前、お話をちらっと聞いていたものですから、直近で調べてみましたんですが、県内他市で同じようなリフォーム補助金関連の事業を行っているところなんですが、申請の受付期間の締切りが12月末という、当市より結構前のところが多くて、うちと同じように1月末にしているのが、我孫子市と市原市、2市だけだったんで、手前みそかもしれないですけど、頑張っているほうかなと思っていたところなんですが、あと、よその市ですと、予算が来たらそのまま、補正予算とか取らずにそこで締切りとかって言っているところもありますんで、自慢ということじゃないんですけど、頑張っているほうかなと思ってるので、その辺は御理解いただければと思っています。

○委員（高木宏樹君） 御理解しました。

さらなる先進市を目指して頑張ってもらえればということで、今、1月の分をもう少し遅らせることもできるのではないかなという話をいただきましたので、引き続き研究してもらえればと思います。以上です。答弁は結構です。

○委員（海津にいな君） 公園のことを伺おうと思うんですが、一般質問の中でも公園のことが取り上げられておりました。それで、私の想像ですと、コロナによって公園というのが着目されて、多くの方が公園で子どもたちを有意義に開放しようということで、今まで以上に公園というのが親しまれているような場所になっているかなと思っております。

それはいいことだなと思うんですが、その点検というか整備というか、それが、質疑の中でなかなか追いつかないということをおっしゃっていたように思うんですけど、点検するのは、必ず1年に何回かは1つの場所に行っているという中で、整備するのに当たって取り替えたり、それから修理するとか、それが追いつかないのであって、年間に何回かは全部の公園をチェックしているという理解でよろしいでしょうか。私はそんなふうに思っていたんですけど、その辺もう一回、安全のために確認させていただきたいと思います。どうでしょうか。

○公園緑地課長（山下透君） 遊具の点検に関しましては、定期点検といたしまして年に1度、必ず全ての遊具を点検しています。

○委員（海津にいな君） ありがとうございます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

そうしますと、手つかずになって、縄というか、ひもでくくられていたりとかするというのは、あれはやっぱり予算的なことで先に進まないという状況だということですね。見ていらっしやって、そういうふうに放置しているのではなくて、次の手だてが予算がつかないののでできないというような理解でよろしいでしょうか。

○公園緑地課長（山下透君） 今、委員がおっしゃっていることと同じだと思いますが、一応いまい度。定期点検の際に4つの判定があります、A、B、C、Dと。D判定というのは即使用禁止という扱いになります。この判定が下った場合は即時、先ほどおっしゃったようなロープ等で使用できないような形を取ります。これが軽微な場合であれば即時対応、当然重たい場合もありますので、その場合は予備費等で一時撤去、とにかく触らないような形の対処をして、次に更新もしくは改修というような判断という形を今取っております。

○委員（海津にいな君） 安心いたしました。定期的に全部の箇所を見ているというのと、それから遊具の安全性というのを、いろんな形で無理して遊んじゃう、小さい子とかおりますから、その辺は最優先で考えられているということを業務の中できちっとやっぴらっしやるといのが分かって、ありがたいなと思いますけれど、整備ができないでしまっている、すぐにできないようなところは、今現在幾つぐらいあるというふうに把握されているのでしょうか。

○公園緑地課長（山下透君） 令和5年度の点検ベースでお話しさせていただきますと、全部で17遊具がD判定、先ほどの使用禁止の扱いになっています。うち3遊具に関しては、今年度の予算の中の範疇の修繕で足りるということで、今、対処している最中です。したがって、残り14遊具が今、撤去した状態で遊んでいただけない状態。これは令和6年度の予算で充てるような形で、今いただいている方向で要望していますので、令和6年度になるべく早い時期に対応しようと考えています。

○委員（海津にいな君） ありがとうございます。

どういうふうに使えるところ、使えないところというのをお伝えしているのかなと思うんですけど、そういう際に、市民に使えないよということを伝える工夫というのは、何かコロナ禍以降に新しく試みたことがあるのでしょうか。

○公園緑地課長（山下透君） 遊具の大小がありますので、先ほど言ったように、即時対応できるものは即時対応、ちょうど中間ぐらいのやつに関しては時期が前後しますので、表立った大きい明示はしていない状態です。ただし大型遊具、例えば、近年ですと宮ノ森公園にある大型滑り台等と、あとは柴崎台南かな、複合遊具といいまして、ちょっと大型のものに関しては囲いをかけまして、そこに、ちょっとお時間かかりますという明示をさせていただいています。

○委員（海津にいな君） 大変努力されていらっしやるのかなと思います。やっぱり使えないということは、そこを目指して行ったときに、御家族だったり子どもさんだったり、それなりにショッ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

クになることがあると思いますので、3月の春休み、それからゴールデンウィークなど控えておりますから、そういう点では、なるべく残っているところを早くに対応していただきたいなと思っております。

あともう1点、確認なんですけれど、今、遊具というふうにお聞きしたんですけれど、そのほか、公園の施設の中で、水飲み場というんですか、ありましたり、それからほかの説明板が置いてあったりとかしますね、ここはどういう公園で、歴史的な事象があったとかというような、古墳の公園とかそういうのがありますけど、あれは掲示板自体が、教育委員会のほうで建てていたりとかするのがあるので、そういうところは範疇が違うのでノータッチということなのか、何か連絡を取り合っているのか、その辺は、公園を見るときに、どこの課がとかというふうに思わないと思うので、そのあたりはどんなふうで連絡を取り合っているのか、お考えがありましたら教えてください。

○公園緑地課長（山下透君） その他のいわゆる公園の施設、フェンス、トイレ、水飲み場、例えばベンチでも含めますが、全て、こちらに関しては年に1回の定期点検というわけではなく、通常のパトロールであったり、もしくは市民さんからのお声、あとは清掃を委託させていただいていますんで、そちらの業者さんであったりということで、あらゆるところからお声をかけていただいている状況です。中には、おっしゃるとおり、例えば文化・スポーツ課にお貸ししている部分とかもありますし、自治会さんの看板等もあります。

ただ、一義的に、公園の中にあるものは、全て私どもで使用許可を出しています。もしくは行為許可を出していますので、公園に係る全ての一報に関しては私どもが承っております。

○委員（海津いな君） 分かりました。これからも皆さんにとって使いやすい公園を維持していただけますようお願いして、要望としておきます。ありがとうございます。

○委員（茅野理君） 都市計画課に伺います。

戸建住宅が並んでいる地域に、隣の空き地に集合住宅、3階建ての集合住宅が建っちゃいますよというときに、やはり周りの住民からすると異様なものとして不安があるわけです。それは当然、市のほうに事前の協議の中で、それは法的には認められているよと、当然そうだと思います。そういった指導も市はしているよと。

ただ、住民側の感情からすると、戸建てがずっと今まであって、いきなり空き地になり、集合住宅、誰が住むか分からない、ごみの出し方、心配だ、そういったいろんな不安が出てくるわけですね。そういった中で、市はどのような立場に立つかということ、それはもちろん、法的に認められるかどうかというところの判断だと思うんです。

ただ、市長だったり我々議員側には、その地域の福祉というか、住民側に立った要望も聞いていかなきゃいけないというふうには私は思っているんですけども、そういった中で、都市計画課として、いろいろ紛争予防条例等ありますけども、どのような、間に立って指導と説明をしていくのか、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その辺、なかなか難しい問題だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○都市計画課長（林宏規君） 紛争予防条例を所管している課としては、紛争予防条例のまず趣旨というものがあありますが、基本的にこの条例は、委員おっしゃるように、建築基準法の確認申請をむやみに止めたりできない範囲の中で、市の権限として定めているものです。

この趣旨の1つは、一定の建築行為等の際に、近隣住民へ計画内容等の事前周知というものを事業主に義務づけるということで、その機会を確保するということ。その機会を確保したならば、当事者間で民事上の調整を図るということを目的としています。

ですので、トラブルというか、お困り事は、基本的には、合法的な建築物を建築する上での話で、民地のお話になってくると思うんですね。例えば日影の問題ですとか、工事の騒音の問題ですとか、あと、おっしゃるごみの出し方というのは建築物が建った後の話になってしまうんですけども、そういったものについて、これについては説明の機会を、住民の方と事業主の方で行うという機会を確保することが目的ですので、そこで十分に話し合ってもらって、どういった方策で、近隣になるべく影響しないような建築にしていこうかということをお話し合ってもらおうという場です。

例えば、集合住宅にしても誰が住むのかということであれば、それは紛争には該当しない、将来の不安という部類にもなるでしょうし、ただ、ごみの問題は、これは集合住宅であっても1戸建てが建っても、それはやはりごみ出しのルールを守らない人、人によるのかなと思います。ごみのルールについては、例えばごみ置場の清掃に関することについては、建築行為を行う際に、またその後の使用上の不備があれば、専門部署、今のところは専門部署で対応するということになっていきますので、この紛争予防条例で何か対応するということではなっておりません。その後の管理の問題についても、紛争予防条例の後の問題として対応を行っているという今の状況でございます。

○委員（茅野理君） すみません、私の一つ一つの発言に対して丁寧に御答弁、本当にありがとうございます。

住民側からすると、法的に合っている、合っていない、あまり関係ないわけですね。やはり住民感情からすると、戸建てが並んでいて、誰が住むか分からないような集合住宅ではちょっと、しかも投資物件だなんていう話があったりとかすると、やはり不安があるわけですね。

その中で、その間に入って事前の説明なんかを、取り仕切るまではいかないんでしょうけども、やはり事業主に対して指導力を持って説明会の開催等させるのが、都市計画課なり市の役目だと思うんですね。

このところ、コロナもあったからというのもあるんでしょうけど、近隣にポスティングのみで済ましてしまう。それは9階建てのマンションの、柴崎台のマンションなんかもそうなんですけど、ポスティングで済ませてしまおうとした事業者に対して、近隣住民が説明会を求めたというようなこともあります。そういったところは事前協議の中で、しっかりと市が指導力を持って事業主に対

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

して、理解を求めるといっても難しいんでしょうけども、説明会の開催を義務づける、これは条例の中にもあるわけですから、その辺の指導をまずどういうふうに捉えているのか。ぜひ進めてもらいたいなというふうに思っているんですけど、よろしくお願いします。

○都市計画課長（林宏規君） この事業主の説明の仕方は、ルールというものは、ポスティングでも可能ということにもなっていますし、事業主が率先して説明会形式で行うことでも説明という部類にはなっています。仮に、1回目はポスティングにして、住民の方がその資料を読んで、これは説明会の開催が必要だから事業主に要望するということになれば、説明会の開催の義務が発生するわけです。

確かに、ポスティングだけで済ませてしまう、都合のいいといいますか、事業主さんもいらっしゃるといことは見受けられます。市のほうもその点はちょっと反省しまして、今後、事業主がポスティングするにしても、事業主の説明資料の中に、その説明会形式でも、住民の要望があればできますよというような情報周知を市のほうから指導しようかなというふうに、今、検討しているところです。

○委員（茅野理君） ぜひその資料の中に説明会の内容を入れるということは進めていただきたいですし、事前協議の中でそういった指導をすべきだと思うんですよ。どの地域であっても、隣の家だったり周りの住民は不安がるわけですよ。その辺を、法令で基準に満たしているからとかではなく、その辺も考えた中で、私は市が指導してほしいなというふうに要望を今しているわけですけども、その辺いかがですか。

○都市計画課長（林宏規君） まず、事業主の方から建築の計画があった際には、お知らせ看板を設置しなきゃいけないですし、その後の流れについても、窓口とか、電話を介して、事業主の方に市から流れを説明します。その際にしっかりと、説明の仕方、説明会の要望があったときの対応の仕方も指導していきたいなというふうに考えます。

○委員（茅野理君） その辺で、なかなか担当課だけでは難しいのかもしれないんですけども、いわゆる住民感情に寄り添った側の進め方、全く事業者排除というわけじゃないんですけども、その辺はどうしたらいいんでしょうかね。ちょっと私も分からないので聞きたいんですけども、法令に満たしているから進めていいよと、市側がそれを許可するのは分かるんですけども、例えば地区計画を立てて、つくし野5丁目とかつくし野地区の中で、いわゆる集合住宅を認めていないようなところもあるわけですけども、どう進めていいのかというところを、ちょっと私も分からないので教えていただきたいと思うんですけど。

○都市計画課長（林宏規君） 今の御質問、例えば、誰が住むか分からないような集合住宅が不安だとか、ごみ置場の管理のことが将来、建築後になってしまいますが不安だとかということについては、紛争予防条例のある程度説明の対応で可能なのかなと思いますが、その建物自体を、集合住

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

宅という建物の用途自体をその地域から制限するという観点であれば、例えば、今、委員がおっしゃったつくし野5丁目には地区計画というものが定めてありまして、その中では、第一種住居地域という集合住宅もできる場所なんですけど、地区計画を平成8年ですかに定めることにより、2戸、2室というんですか、2戸を超える共同住宅は禁止というふうに定めた経緯があります。

ただ、その定めた経緯をちょっと説明しますと、そこはもともと東急の開発で行ったスポーツ施設があったんですね。ゴルフ練習場とか、そういったものが立地していて、そこが撤退して更地になったんですね。その更地になった跡に事業者が戸建て住宅を造りたいということで、再開発の計画が立ち上がったときに、であれば、周りも戸建て住宅の町並みでしたので、用途地域の変更でもいいんですが、地区計画で、周辺と同じような環境をつくる地区計画にしましょうということで、1戸建て中心の地区計画を張った経緯があります。

そこは調整区域とかも接していますんで、駅至近でもないですから、低層にふさわしいのかなということで、都市計画上にも整合しているという観点と、事業主が1社だったので、100%合意が取れるという見込みがあったんで、地区計画がスムーズに進められたという経緯がありますんで、地区の特性とか、地権者の地区計画をかける理由ですよね。そういったものも加味して、都市計画の定める判断が、最終的には都市計画審議会というところで諮問して答申いただくんですけども、そういったところを通じて実現した地区なのかなと思います。

なので、今後も、そういった理由ですとか、そういった地域特性を踏まえて、都市計画に合致するようなものであれば、地区計画という手法で、建物制限は可能になってくるのかなというふうに考えます。

○委員（茅野理君） 御丁寧にありがとうございます。

なかなか全ての、そういう空き地があるようなところに戸建てが並んでいるからって、ここも地区計画でできるかという、建物を制限するということはできないというのも私も理解はしているんですけども、やはり住民側に立つと不安があるわけで、そういった中で紛争予防条例があるわけですね。これは住宅都市としてももう少し見直す、先ほどの説明会の義務づけにしてもそうですけども、見直す部分というのが結構あるのかなというふうに思うんですけど、そこを、他市の例なんかを見ていただいて、研究をしてもらいたいなというふうに思います。

当然、いろいろ御存じだと思うんですけども、いわゆるまちづくり条例に絡めて紛争予防条例をかけていくとかというようにまちもあったようですし、それが特定用途建築物のみならず、ワンルームマンションだったり、そういうのを制限しているようなところもあるわけですね。ある程度、常磐線の駅前だったりすると仕方ない部分もあるんですけども、ちょっとそこから離れたような戸建てが並んでいる地域に対しては、少し見直すところもあるのかなというふうに私は感じます。

調整委員会等のあれもあるんですけど、我孫子市の中で、あっせんだったり調停、また調整委員

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

会みたいなのが立ち上がって、大きくもめたというようなことってあるんですか、今まで過去。

○都市計画課長（林宏規君） 当課に紛争予防条例の所管が移ったのは平成10年なんで、その平成10年以降に経験したあっせんというものが、数でいうと15件あります。そのうち調停に移行したものはございません。

ただし、市が関与する調停ではないんですが、裁判所の調停ということで、これは移行したのが3件ございます。そのほかに、民民の協定の締結というものの処理したものが11件ございますんで、例えば民民の協定の中に、住民と事業主の間で、共同住宅の管理に関する協定というのものも、我孫子市の中ではないのかもしれないですけども、世の中にはございます。

なので、例えば、入居した方に対する説明の義務とかを事業主にしてもらって、甲と乙で保管して、管理主が変わった場合は住民に即時通告して、協定をやっぴり見直すという形のところも、事例はホームページ上では見受けられましたので、そういった工夫もされているところはございます。

○委員（茅野理君） 細かい点については、また別日にヒアリングさせていただきたいなというふうに思います。いろんな事例をお持ちなので、教えていただきたいなというふうに思います。その中で私も解決策というか、私のほうも研究していきたいなというふうに思っております。

最後、市長にお伺いしたいんですけども、個別案件、今回の件とかじゃなくてなんですが、やはり市役所側、担当はどうしても法令にのっとって認めていく、それは私、しょうがないと思います。事業者のそういった活動を止めることはないわけですね、逆に裁判で訴えられたりしちゃうと思うので。

ただ、市長だったり、条例の中にもありますけども、市長の判断というのものもあるわけですよ。その中で進める進めない、調停までやるかどうかというのものもあるんですけども、やはり住民側に寄り添った建築、開発行為ですね、この辺を市長はどのように捉えているのか。今回の件じゃなくていいんですけど、全体的にどのように捉えているのか。今後、そういう紛争がないようにまずしてもらいたいなというふうに思うんですけど、どのように考えていますか。いかがでしょうか。

○市長（星野順一郎君） 今回のケース、非常に難しいというふうに思っています。実際に一軒家が取り壊されて、何ができるのかと思ったら3階建てのアパート。といっても、隣の2階建ての屋根と同じ高さで、敷地内にはごみ置場も置く、ごみの件はクリアできる。あと、そこに住む人が心配って、これをやったらば、極端な言い方で人種差別になりそう。どこで調停といいましょうか、間を取るかというのは、非常に難しいケースだというふうに思っています。

隣のうちと同じ高さの家を造る。当然、どちらかには窓ができるんですよ、一軒家であっても。そのときに、窓かベランダかといっても、一軒家で2階建てにしてもベランダはどちらかにはできるんですから、それを、うちの前には向くなというの、これも不可能だし、実際に敷地内の間取りについては、建蔽、容積さえ合っていれば自由に建てられるはず。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

そこの中で何が制限ができるのかといたら、それに対して話し合いしかないわけですよ。話し合いしかないんだけど、話し合いにも、実施している場合、どこで間に入ったり、逆のケースを言えば、普通の2階建てで家族が入りますといったときに、10人家族ですといったとき、駄目なのかって話になっちゃいますから、それは普通の御家族であっても、いわゆる集合住宅じゃなかったとしても、このケースは非常に近いケースだってあり得る。

今だって、実際にある地域には、中古の一軒家に外国人が集団で住んでいるという。だけど、実際に近所の人に聞いてみると、非常に円満にやれているんですよ。だから、今のケースでいくと、非常に不安だという1点なんですよね。不安だと言ってしまうと、建て方については法に合致している。きちんと周辺の人たちが心配することについては敷地内で完結している。先ほど言ったように、どっちが窓でどっちが玄関にするかは建てる人の自由ですから、その敷地内の向きについては。あと誰が住むかについては、一軒家だったら少数しか住まないと思ったら大間違いのケースは実際に市内にもある。そこに人種については触れられるはずがないという状況の中で、我々が何を間に入れるのかなという感じです。

本来であれば、民同士として、裁判所に調停を起こしてもらうのが一番早いんでしょうけども、我々が裁判所に対して調停の代わりにできるのかどうかというのは、また非常に難しいだろう。いわゆる違法行為がない中での、以前から住んでいる人の要望と今度新しく住もうという方の要望をすり合わせをするというのは、非常に難しいケースがあるなというふうに感じています。

極端な言い方したら、もう既にある学校のすぐ隣に来て、子どもの声がうるさいというのをどうやって調停はできるかというのと同じだと思うんです。後から学校が建つんだらばいろいろとあるでしょうけど、もう既に何十年も前から学校があって、子どもたち、小学校となれば当然分かっているわけですから、子どもたちの声が。当然夜も子どもの声があるというのなら分かりますけど、そこについてはちょっと私としては、住民側に寄り添ってほしいという気持ちは分かるんですけども、何をもちその業者に対して要望を伝えられるかというのが逆に分からないので、いいアドバイスがあれば教えてほしいなという感じです。

我々のほうも、法律相談をしてみているんですけども、弁護士さんからもいいアドバイスがない。行政が間に入ったときに、業者からすれば行政の不作为で、訴えられれば完全に負ける。かといって住民側の不安も分かる。だけど、あくまで不安であって、実際それが行われているから何とかしてくれという相談ではないので、なかなか難しいなというのが私の実際の率直な感想です。答弁になっていなくて申し訳ない。

○委員（茅野理君） まさに私もその立場で質問をしているので、本当に難しい問題だなと思っています。

ただ、大規模開発だけじゃないよと、あるいは特定用途建築物の葬祭場とか、そういうものだけ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

じゃないよというところは、ぜひ市全体、担当だけじゃなくて市長も御認識いただきたい。戸建て住宅の中にアパートが建てば、それはやっぱり住民感情からするとというところをぜひ理解しながら進めてもらいたいなというふうに思っています。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないようなので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 5 分休憩

午後 3 時 3 6 分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査事項につきましては、環境都市行政について行政視察を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定されました。

なお、視察先等につきましては、委員長、副委員長に一任願います。

以上で本委員会を散会いたします。

午後 3 時 3 7 分散会